

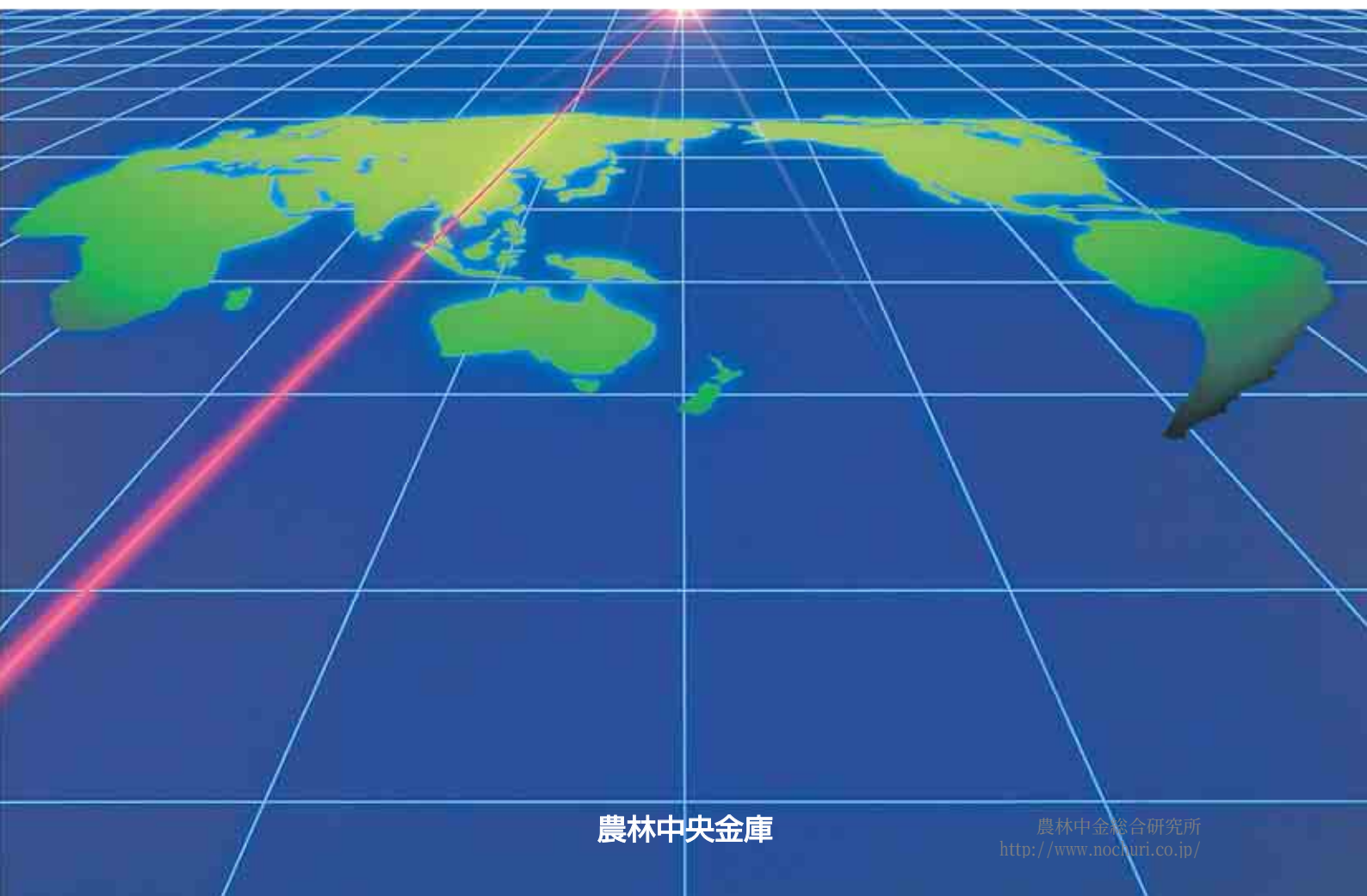
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **4** APRIL

地域農業に果たす農協の役割

- 農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望
- JA出資型農業法人の動向と新たな役割
- 農協営農指導事業と協同農業普及事業の動向と連携の方向性



農協改革の本質とは

2月9日、自民党は農協改革等法案検討プロジェクトチームにおいて「与党とりまとめを踏まえた法制度等の骨格」（以下「法制度等の骨格」）を決定し、2月13日に政府もこれを了承した。ここにおいて、昨年5月に規制改革会議・農業ワーキンググループが公表した「農業改革に関する意見」を端緒とする農協改革の議論は、9か月に及び政府・与党・系統組織およびマスメディア等での論議を経て一応の結論を得ることとなった。

今回与党および政府が決定した「法制度等の骨格」について全国農業協同組合中央会は、昨年11月に組織決定した「JAグループの自己改革」の内容におおむね沿うものとして受け入れることを表明した。そのうえで、今回の改革が真に「農業所得の向上と地域の活性化」に結びつくよう、JAグループの総力を挙げて取り組んでいくことを併せて表明した。

そもそも今回の農協改革は、昨年6月に政府が示した「改訂版農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた事項である。同「プラン」は、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、国産農産物の需要拡大と付加価値の向上、生産現場の強化と将来世代育成、農村の多面的機能の発揮、に総合的に取り組むことを内容としている。農協改革は、農協をそうした取組みの地域における主要な担い手と認めたとうえで、より創造的に役割を発揮できるようにすることが本質的な考え方であった。

9か月に及び論議を振り返って残念なことは、本来議論されるべき地域における農協の創造力発揮に向けた前向きな議論が少なく、全中や中央会監査が農協の自主性を阻害していると一方的に決めつけた前提の下で、組織の見直しに偏った議論に終始したことである。このため、改革の当事者である農協側から見て議論がすり替えられているのではないかという疑念が常に拭えず、政府・与党が示した農協改革案がどのように「農業所得の向上と地域の活性化」につながるのか、系統関係者のみならず現場の農業者にも広がった本質的な疑問は最後まで解消されることはなかった。

それでも農協系統が「法制度等の骨格」を最終的に受け入れたのは、個別内容にかかる利害得失の判断以上に、政府の農協改革の目的が「農業所得の向上と地域の活性化」であることを重くみて、これに組織の目標が重ね合わせられると判断したからに他ならない。今回の農協系統の表明は、諸々の苦渋の思いを飲み込んだうえで、日本農業の再生と農村・地域の活性化に農協が主体的に役割を発揮していこうとするものとして受け止めた。

今後、「法制度等の骨格」を基に、国会において農協改革関連法案の審議が行われることになるが、准組合員の利用規制導入の検討について期間猶予的表現が盛り込まれたことをみても、農協は間を置かずに「改革の実践」を求められていくことになろう。

私たちはこうした厳しい情勢のなかで、国が進める農産物の付加価値向上や生産現場の強化・将来世代育成等の施策に、地域における主体的な担い手として積極的に取り組んでいかなければならない。ただし同時に、地域に根ざした自主的な組織である協同組合として、「農業所得増大」のみに偏重しこれを自己目的化することなく、農村・地域における普遍的な価値を守り、高め、次世代に伝えていく活動にもしっかり取り組んでいく必要がある。そして、こうした取組みは、各農協における創意工夫の発揮と、それを支える連合会との有機的連携によってのみ成し遂げられるであろう。

困難な道のりであるが、いまこそ協同組合の真の力が試されている。

（（株）農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

地域農業に果たす農協の役割

今月の窓

農協改革の本質とは

(株) 農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂

農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望

清水徹朗 — 2

JA出資型農業法人の動向と新たな役割

内田多喜生・小針美和 — 16

実態調査からの接近

農協営農指導事業と協同農業普及事業の動向と 連携の方向性

茨城大学 農学部 地域環境科学科 准教授 西川邦夫 — 34

情
勢

地方自治体からみた農協の役割

——「地域における農協の役割に関する自治体調査」から——

平田郁人 — 46

談話室

地方への人の流れ

(株) 農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄 — 32

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農政・農協改革を巡る動向と 日本農業の展望

取締役基礎研究部長 清水徹朗

〔要 旨〕

2012年に発足した安倍政権は、産業競争力会議、規制改革会議等によって市場経済を重視する政策を進めており、TPP交渉に参加するとともに日本再興戦略で成長戦略の具体策を示し、農業においても急速な改革を進めている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、輸出増大、6次産業化、生産コスト削減、農業構造改革などによって農業の成長産業化を進めるとしているが、その数値目標は日本農業の実態を踏まえたものとはいえず、農業所得倍増は困難であろう。

規制改革会議で農協と農業委員会の改革が検討され、中央会制度廃止、全農株式会社化などが提言されたが、自民党との調整や全中総合審議会での検討を経て、15年2月に全中は、①全中の社団法人化、②監査制度の改革等の農協法改正案の骨子の受入れを表明した。

今回の農政改革では、企業的農業の促進を目指しており、家族農業や協同組合の役割に対する理解が不足している。日本の農協は「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」という路線を堅持し、資本主義・市場経済の暴走をけん制し、その問題点を克服する組織として今後もその役割を発揮していく必要がある。

目 次

はじめに

- 1 安倍政権下で急展開する「農政改革」
- 2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」が
目指す日本農業の姿

3 農協改革の経緯と主要論点

4 「改革」の問題点と今後の課題

はじめに

2012年12月に発足した第2次安倍政権は、産業競争力会議、規制改革会議を通じて市場経済を重視する経済政策を進めており、TPP交渉に参加するとともに、日本再興戦略で成長戦略の方針を示した。農業については「攻めの農林水産業」を掲げ、農地中間管理機構設立、米制度改革、農協・農業委員会改革など急速な改革を進めている。

本稿は、こうした安倍政権が進めている農業政策を概観し、その問題点を指摘するとともに、今後の日本農業の展望について考察する。

1 安倍政権下で急展開する「農政改革」

最初に、安倍政権がこの2年間で進めてきた農業政策の内容とその決定過程について振り返っておきたい。

(1) 産業競争力会議と攻めの農林水産業推進本部の設置 (13年1月)

12年12月に自民党は民主党から3年ぶりに政権を奪還し、第2次安倍政権発足直後の13年1月に、官邸に日本経済再生本部、産業競争力会議を設置し、同時に農林水産省は「攻めの農林水産業推進本部」を発足させた。

産業競争力会議の議員として竹中平蔵氏、規制改革会議の委員に大田弘子氏、また再

発足した経済財政諮問会議の議員に伊藤元重氏が就任するなど、全体として市場経済を重視する議員・委員構成になっており、これらの会議はその後高頻度で精力的な議論を重ね、農業政策の決定過程においても大きな役割を果たしてきた。

(2) TPP交渉への参加決定 (13年3月)

TPP交渉は10年3月に米国をはじめとする8か国で開始されたが、日本は同年10月に菅首相が突如「平成の開国」と称して交渉参加の意向を表明し、TPPはその後国論を二分する大問題に発展した。11年3月に発生した東日本大震災でTPP論議は一時中断したが、同年10月に野田首相は「交渉参加に向けた関係国との協議開始」を表明した。

12年12月の総選挙で自民党は「例外なき関税撤廃を前提にする限りTPP交渉参加に反対」を掲げたが、安倍首相は「米国との間で例外なき関税撤廃が前提でないことが確認できた」として13年3月にTPP交渉への参加を表明した。そして、米国議会の承認手続を経て日本は同年7月にはじめてTPP交渉に参加し、その後、日米間を中心に交渉が進められてきた。

(3) 日本再興戦略の策定 (13年6月)

安倍政権は日本経済の再生・活性化を目指し、大胆な金融緩和(第1の矢)と機動的な財政出動(第2の矢)を行うとともに成長戦略(第3の矢)を掲げ、成長戦略の具体策として13年6月に「日本再興戦略」を発表

した。日本再興戦略には農林水産業成長産業化、農業・農村所得倍増など農業に関する方針も盛り込まれ、国家戦略特区の構想もこの中で示された。

(4) 米制度の改革 (13年11月)

95年に食糧法が廃止されるなどWTO農業合意に沿って農政改革が進められ、04年には生産調整の仕組みや経営安定対策等の米政策の大改革が行われたが、その選別的な政策（支援の対象を4ha以上の認定農業者と20ha以上の集落営農に限定）は農村の現場から反発を受けた。こうしたなかで全ての稲作農家に対する戸別所得補償制度の導入を掲げた民主党が09年の総選挙で勝利し、10年に稲作農家に対する一律的な戸別所得補償制度が導入された。

しかし、12年に政権復帰した自民党安倍政権は13年11月に、戸別所得補償の減額と5年後の廃止、生産調整の見直し、認定農業者と集落営農に限定した経営安定対策、日本型直接支払い導入などを内容とする米制度の改革案を示した。

(5) 農地中間管理機構の設立 (13年12月)

農業構造改革は長年の農政課題であり、民主党政権のもと12年度より農地集積を目指し「人・農地プラン」の策定が進められたが、新たな国際環境のなかで構造改革をさらに加速させる必要があるとして、産業競争力会議や攻めの農林水産業推進本部で農地中間管理機構の構想が示され、13年12月に農地中間管理機構法が制定された。

農地中間管理機構はそれまであった農地保有合理化法人の看板替えとも言えるが、農地の賃借に公募制を導入するなど根本的に異なる要素も含んでおり、企業の農業参入を容易にする狙いがある。

(6) 国家戦略特区による規制緩和 (13年12月)

小泉政権時代の02年に、地域から規制改革を提案し国が認可する地方分権的な構造改革特区が始められたが、特定の目的のために規制緩和を国主導で進める国家戦略特区が産業競争力会議で提案され、13年12月に国家戦略特区法が制定された。

全国242団体の応募の中から6地域が特区に指定されたが、農業については新潟市（革新的農業実践特区）と養父市（中山間地域農業改革特区）の2地域が指定され、企業の農業参入を促進するため農業委員会業務の市への一部移管、農業生産法人の要件緩和などが進められている。

(7) 農協・農業委員会改革 (14年6月)

こうした一連の農政改革が進みつつあった13年9月に規制改革会議に農業ワーキンググループが設けられ、農協と農業委員会の改革に関する検討が行われた。このワーキンググループは農協、農業委員会、農業者等からのヒアリングを経て、14年5月に農協中央会制度の廃止、農業会議・全国農業会議所制度の廃止、全農の株式会社化等の衝撃的な内容の「農業改革に関する意見」を発表したが、その後、自民党との調整を

経て一部修正された内容が規制改革実施計画に盛り込まれた。

2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」が 目指す日本農業の姿

このような改革によって政府がどのような農業を目指しているのか、それを示している「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「活力創造プラン」という）の内容をみたい。

(1) 活力創造プランの策定過程

13年5月に首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」が官邸に発足し、同年12月に「活力創造プラン」が策定された。その内容は日本再興戦略に盛り込まれた「農林水産業の成長産業化」を具体化したものであり、産業競争力会議、規制改革会議、攻めの農林水産業推進本部の方針を反映しており、別紙1として「制度設計の全体像」（米制度改革）、別紙2として「今後の農業改革の方向について」（農協・農業委員会改革）が添付された。

さらに、半年後の14年6月には改訂版が発表され、この中に「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（規制改革会議の提言を受けて自民党がまとめた文書）の内容が盛り込まれた。

(2) 情勢認識と基本理念

活力創造プランは、日本農業の現状につ

いて、農業生産額減少、農業従事者高齢化、耕作放棄地増大など厳しさが増しているとし、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げるため、これらの問題を克服する必要があるとしている。

そして、①農業・農村所得倍増、②消費者の視点、農業経営者の経営マインド、生産コスト削減、③規制や補助金体系の再構築、により「農林水産業の成長産業化」を進めるとし、以下のようないくつかの数値目標^(注1)を掲げている。

(注1) 活力創造プランの数値目標は、日本再興戦略（13年6月策定）の数値目標がほぼそのまま取り入れられている。また、活力創造プランでは、米制度改革、農協・農業委員会改革、地産地消・食育推進、再生可能エネルギーや、農山漁村活性化、林業、水産業の項目も盛り込まれている。

(3) 活力創造プランの数値目標

①農産物輸出の増大

オールジャパンでの輸出体制の整備、産官学連携によるフードバリューチェーンの構築等により2020年までに農林水産物・食品の輸出額（13年5,505億円）を1兆円に倍増させる。

②6次産業化の推進

農商工連携、医福食農連携や農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の活用等により農業の6次産業化を進め、20年までに6次産業の市場規模（現在1.5兆円）を10兆円まで増加させる。

③農業構造の改革

農地中間管理機構を活用し、今後10年間で担い手（認定農業者、集落営農）の農地利

用が全農地の8割(10年5割)を占めるように農業構造を改革する。

④農業経営の法人化

農業経営の法人化を進め、農業法人の数を今後10年間で5万法人(現在1.9万法人)に増加させる。

⑤米生産コストの削減

資材、流通コストの削減等により担い手の米生産コストを今後10年間で現状全国平均比4割削減させる。

(4) 数値目標の意味と実現可能性

①輸出増大

農林水産物の輸出額は2000年の3,149億円から07年には5,160億円に増加し、その後リーマンショック等によって一時停滞したが、円安の影響もあって13年5,505億円(前年比22.4%増)、14年6,117億円(同11.1%増)と増加に転じており、もしこの増加率が今後も続けば20年に農林水産物輸出額が1兆円になる可能性はあろう。

しかし、農産物輸出(14年3,570億円)のうち増加額が大きいのは加工食品であり(14年の増加額のうち加工食品が6割を占める)、その原料の大半は輸入農産物に依存しているため農産物輸出増大が農業所得増大に直結するわけではなく、農産物輸出が日本農業の根本的解決策ではないことを理解する必要がある。^(注2)

(注2) 清水徹朗「農産物輸出の実態と今後の展望」『農林金融』(2014年12月号)

②6次産業化

農業生産額は8.5兆円であるが、日本の食

品産業の規模はその9倍近く(75兆円)あり、農業が加工・流通・外食・観光分野を取り込むこと(6次産業化)自体は望ましいことであり、「フードシステム」「バリューチェーン」の視点はますます重要になっている。^(注3)

しかし、現在のフードシステムのなかで農業サイドから新たな付加価値を創出することはそれほど簡単ではなく、6次産業化にはコストもかかるしリスクもある。農林漁業成長産業化支援機構(6次化ファンド)が設立され既に事業を開始しているが、投資実績はそれほど多くはないし、6次産業の規模を10兆円にする論拠と道筋は示されておらず、目標の実現は困難であろう。

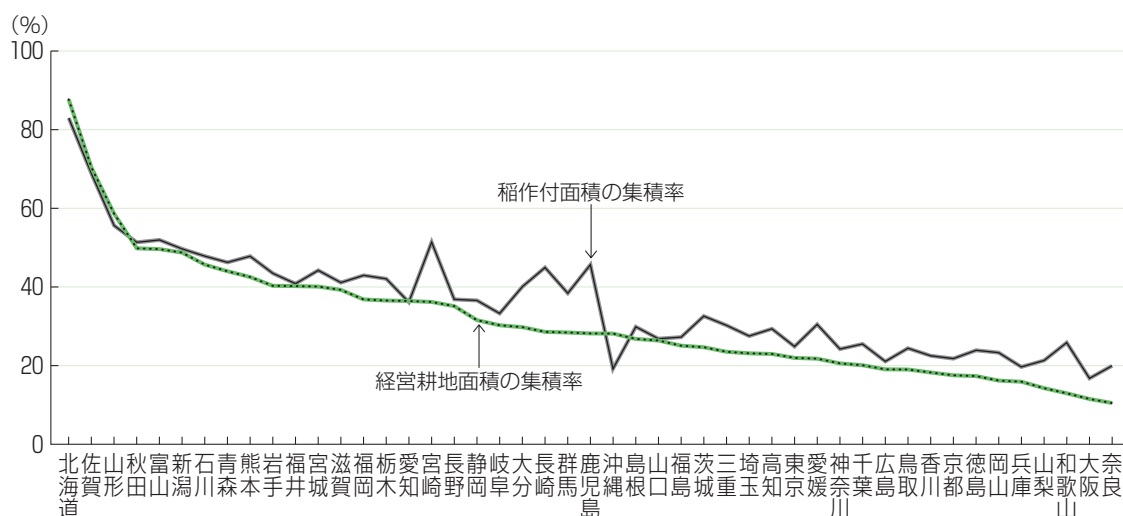
(注3) ただし、農産物市場では農業者と加工資本との間で販売価格を巡る対抗関係があり(美土路達雄『農産物市場論』)、「6次産業論」「フードシステム論」にはこの視点が欠けている。

③農業構造の改革

戦後の日本では、農地改革によって平均1ha程度の多数の自作農が生まれ、農業基本法以降、農業構造の改革に取り組んだものの、現在でも農家の平均規模は2ha程度にとどまっている。

政府は認定農業者と集落営農に農地を集積させようとしており、活力創造プランではこれらの「担い手」の農地集積率は現在5割だとしているが、農地全体の4分の1を占める北海道(集積率8割)が全体の水準を引き上げており、全国的にみれば集積率が2割程度の都府県も多く、市町村別、地域別にみれば集積率がさらに低い地域も多くある(第1図)。米制度改革によって経営

第1図 都道府県別の農地集積率(認定農業者+組織経営体)



資料 農林水産省「2010年農業センサス」

第1表 認定農業者の占める戸数割合
(都道府県別)

(単位 都道府県)

		認定農業者	稲作認定農業者
戸数割合	5%未満	9	11
	5～10	11	16
	10～15	14	9
	15～20	7	6
	20～30	5	4
	30%以上	1	1
合 計		47	47

資料 第1図に同じ

第2表 認定農業者の占める面積割合
(都道府県別)

(単位 都道府県)

		経営耕地面積	稲作付面積
面積割合	10%未満	1	3
	10～20	14	18
	20～30	18	19
	30～40	12	5
	40～50	1	1
	50%以上	1	1
合 計		47	47

資料 第1図に同じ

安定対策の対象を認定農業者と集落営農に限定することになったが、認定農業者は全農家の1割程度に過ぎず（第1、2表）、集

落宮農の農家組織率も2割程度であり、対象者の限定によって多くの稲作農家は価格下落時のセーフティーネットを失う状況になっている。

今後、農家戸数の減少に伴って全国の集積率は10年後に7割程度まで増加する可能性はあるが、中山間地域を中心に農地集積が困難な地域もあり、地域差に配慮した政策が必要である。

④農業経営の法人化

農業センサスによると10年における農業法人^(注4)の数は17,558（5年前比24.7%増）であり、今後もこの増加率が続くと10年後に農業法人の数は35万程度になると見込まれる。

農業経営の法人化は、家計と経営の分離、労働報酬の明確化、対外信用力の強化などの利点があるものの、その一方で経理・会計事務、社会保険料の支払いなどの負担増もある。また、法人化は農業経営の手段に過ぎず、それ自体が目的ではないことを認識する必要がある。

なお、14年12月において一般法人の農業参入（賃借方式）は1,712（うち株式会社1,060）で、2年間で7割増加しており（借入農地面積は5,121ha）、企業等の農業参入は今後も増える可能性はあるが、農家が営んでも採算的に厳しい農業を企業が行ったからといって高収益になる保証はなく、企業的農業が日本農業の大宗を占めることにはならないだろう。

（注4）法人化している農業経営体のうち農協等を除いたもの。なお、農地法上の概念である農業生産法人は14年において14,333であり、5年前に比べて29.5%増加している。

⑤米生産コストの削減

13年における60kg当たり米生産費（資本利子・地代全算入）は15,229円であり、作付規模別にみると5ha以上が11,699円、15ha以上が11,424円である。平均生産費から4割削減とは9,137円になるが、これは現在の認定農業者（平均3.8ha）の平均生産費（12,803円）より3割低い。ほ場の条件がよい地域ではこの水準までコストを削減できる稲作経営はあるだろうが、日本全体の認定農業者、集落営農がこの生産費を実現するのは困難である。

また、コスト削減が農業所得増大に直結するわけではないことはこれまで農業経営学で論じられてきたことであり、特に稲作は労働、機械の年間稼働ができないため他の作物や畜産を組み合わせる複合経営が必要であり、稲作における兼業農家や高齢農家の存在理由とその役割を正當に評価する必要がある。

⑥農業・農村所得倍増

「農業・農村所得倍増」は自民党が13年7月に行われた参議院選挙の公約として掲げたものであるが、「農業・農村所得」の定義は不明確である。活力創造プランでは6次産業化と輸出増大、コスト削減によって所得倍増を実現するとしているが、日本全体の農業所得はこれまで減少を続けており（過去20年間で4割減）、それを反転させて倍増させるのは困難であろう。^{（注5）}

（注5）清水徹朗「農業所得・農家経済と農業経営」『農林金融』（2013年11月号）

（5）基本計画における活力創造プランの位置付け

現在の法体系では農業政策は食料・農業・農村基本法に基づいて行われることになっており、15年3月、5年ごとに策定される新しい食料・農業・農村基本計画が決定されたが、新しい基本計画は活力創造プランよりはるかに日本農業の実態を踏まえ幅広い視野から食料・農業・農村に関する方針を示している。

基本計画の中では、「『活力創造プラン』『日本再興戦略』…等の政府が取りまとめた文書に掲げる数値目標や施策の方向を踏まえ」と書かれており、活力創造プランとは一步距離を置いた表現になっている。また「所得倍増」については、「『活力創造プラン』等においては、『今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す』こととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の

増大に向けた施策を推進する」と書かれ、輸出促進、6次産業化についても活力創造プランの方針が盛り込まれているものの、数値目標は入っていない。さらに、「生産現場に無用の混乱と不安をもたらさず・・・施策の安定性を確保する」と、近年の農政の進め方に対する苦言も書かれている。

3 農協改革の経緯と主要論点

(1) 「改革」のターゲットとされた農協と農業委員会

このように、TPP交渉に参加し成長戦略の重要な柱として「農業成長産業化」を掲げる安倍政権にとって、多くの小規模零細兼業農家を組合員としTPP交渉に反対する農協組織は、「改革」すべきターゲットになった。また、農地改革後に成立した農地法が日本農業の構造改革を遅らせているし、農地法を守るために設けられた農業委員会、農業会議・全国農業会議所は農地集積のための組織に変えていくべきだとされた。

「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍首相にとって、戦後改革の結果成立した農協と農業委員会の改革を行うことは、その政治的信念に沿ったものであると見ることもできよう。

(2) これまでの農協改革の歩み

ただし、農協組織はこれまで改革の努力を怠ってきたわけではなく、日本経済、日本農業の変化に対応して事業改革、組織整備を行い今日の事業・組織を築いてきた。

農協は戦後改革の重要な柱であった農地改革の過程で1947年に設立されたものであるが、50年代前半の「農業団体再編成」によって現在の系統組織を確立した。その後農協は、高度経済成長の過程で農政運動と営農指導事業を核に農家・農村の経済的地位向上に努め、それとともに事業規模を拡大させてきた。

しかし、80年代に金融自由化、経済国際化が進むなかで農協組織の再構築が必要になり、88年に農協合併の方針（1,000農協構想）を決定し、91年には事業・組織二段階の方針を打ち出して組織整備を進めた。その結果、農協の数は88年に4,072あったものが、2000年に1,618、14年には694に減少し、農協職員の数も、92年30.0万人、02年25.8万人、12年21.2万人と大きく減少した。また、県経済連の全農への統合、一部信連の農林中金への統合が行われ、1県1農協も生まれた。^(注6)

さらに、バブル経済崩壊後に農協金融は住専問題に見舞われ、国際金融規制（BIS規制）への対応が迫られるなかで自己資本比率増強、早期是正措置、ガバナンス強化に取り組んだ。また、農林水産省による「農協系統の事業・組織に関する検討会」の報告書「農協改革の方向」（2000年）を受けて02年にJAバンクシステムが開始され、「農協のあり方についての研究会」の報告書「農協改革の基本方向」（03年）を受けて全農改革をはじめとする経済事業改革が進められた。

（注6）今日までに35県の経済連が全農と統合し、

12県の信連が農林中金に統合した。また、4県（奈良、香川、島根、沖縄）で1県1農協が実現し、さらに現在5県で1農協構想を検討している。

(3) 活力創造プランに対応した「JAグループ営農・経済革新プラン」

こうした系統組織内部での改革が進むなかでも、経済界や一部研究者から規制改革会議等を通じて農協改革の提言が行われたが、農協制度の根幹に関わる改革が提起されたのは安倍政権になってからである。

ただし、農業成長産業化が唱えられた当初の日本再興戦略（13年6月）では農協について全く触れられていなかったし、同年12月に策定された活力創造プランでは、「農業成長産業化に向けた農協の役割」という項目の中で、「農業の成長産業化に向けて、6次産業化、農産物の輸出促進等に取り組んでいくうえで、販売事業等を担う農協の果たすべき役割は極めて重要」とし、「農業者の所得の増加に向けて・・・6次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己改革を促す」と書かれていたただけであった。

この活力創造プランを受けて全中は農協の営農・経済事業のあり方について検討を行い、14年4月に「農業の成長産業化と地域活性化に向けた『JAグループ営農・経済革新プラン』」を発表した。しかし、このプランは十分な組織討議を経ずに急遽策定したものであり、そのなかで「農業成長産業化」「担い手サポート型」「新たな販売事業方式」「経済界・企業との連携」「輸出拡大」を打ち出すなど、政府の方針を大幅に取り

入れた内容であった。

(4) 規制改革会議による農協改革の提言

13年9月に規制改革会議に設置された農業ワーキンググループでは、農協、農業委員会、農業者からのヒアリングが行われ、13年11月（第7回）に「今後の農業改革の方向について」という文書が出されたが、そこには「農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについて見直しを図るべきである」としか書かれていなかった。しかし、その半年後の14年5月（第16回）に出された「農業改革に関する意見」では、農協中央会制度廃止、全農株式会社化、農業会議・全国農業会議所制度廃止など農協の協同組合としての性格を否定するような内容になっており、農業関係者に激震が走った。この文書に書かれた内容は農業ワーキンググループの会議ではほとんど議論されていないものであり、あえて強い表現の文書を示すことにより関係者を刺激する意図があったと考えられる。

その後、全中、自民党、農林水産省との間で調整が行われ、一部修正された内容が規制改革実施計画や活力創造プラン（改訂版）に盛り込まれた。

(5) 農協自己改革プランと農協法改正案

規制改革会議の答申を受けて、全中は14年7月に総合審議会を立ち上げ、JA改革と中央会改革の2つの専門委員会で自己改革案を検討するとともに、大学教授、ジャー

ナリスト、企業関係者、農業者等からなる「JAグループの自己改革に関する有識者会議」を設置した。

両専門委員会の検討を経て11月に中間とりまとめが発表されたが、JA改革については、JAの創意工夫、買取販売方式、生産資材価格引下げ、農産物輸出10倍増、理事への担い手経営体の登用、農業所得増大、地域活性化など活力創造プランの内容が多く取り入れられており、今後5年間で自己改革集中期間とするとした。

中央会改革については、中央会を農協法上の組織として位置づけ、農協法から中央会の統制的事項を削除して「新たな中央会」にするとした。また、中央会の業務を、経営相談・監査機能、代表機能（組合員・JAの意思結集、農政運動、教育、情報発信）、総合調整機能の3つに集約し効率的な事業・組織とする方針を示した。

この中間とりまとめを受けて、農林水産省、自民党との間で中央会の法的位置づけや監査権限、准組合員制度等についてぎりぎりの調整・折衝が行われた結果、最終的に2月9日に全中は「農協改革法制度等の骨格案」の受入れを表明した。

受け入れた骨格案の主な内容は、以下の通りである。

①全中を一般社団法人とし、農協法の附則で代表機能、総合調整機能等を位置づける。

②都道府県中央会は農協法上の「連合会」に移行する。

③一定量以上の信用事業を実施する農協

は公認会計士による監査を義務付け、農協は全国監査機構から独立して新設される監査法人か他の監査法人を選択できる。

④全農・経済連について株式会社に組織変更できる規定を置く。

⑤農協の理事の過半数を原則として認定農業者か農産物販売・経営のプロとすることを求める規定を置く。

ただし、准組合員の利用規制については、5年間正組合員と准組合員の利用実態、農協改革の実行状況の調査を行ったうえで慎重に決定するとされた。

農協法改正については、今後、国会で審議が行われる予定になっているが、十分な審議・検討が行われることを期待したい。特に、新制度を導入するにあたっては、現場が混乱しないよう十分な移行期間が必要であり、また全国一律ではなく地域差に配慮した措置が必要であろう。

4 「改革」の問題点と今後の課題

(1) 政策決定過程の問題点

このように、安倍政権はTPP交渉参加に象徴されるように経済成長を経済政策の最大の目標に掲げ、市場経済原理を農業にも導入して企業的農業を促進する一方で、農家（家族経営）や協同組合を軽視する農業政策を進めている。

その政策の決定は市場経済を重視する経済学者、企業経営者を多く登用した会議で行われており、制度改革の内容は最終的に

は法律改正として国会で審議するとはいえ、現在の日本の国会では十分な議論が行われておらず、極めて少数で考え方が一方に偏った人々によって構成されたこれらの会議が実質的な検討の場になっている。^(注7)

農業政策の方針は、本来5年ごとに策定される食料・農業・農村基本計画のなかで決定されるべきものであるが、基本計画の検討状況は大きな話題にはなっておらず、官邸主導の政策決定になっており、基本計画は既に決定された方針の追認になってしまっている。こうした日本の政策決定過程は米国やEUと比べると特異であり、米国やEUでは、農業法制定やCAP改革において様々な関係者からの声を聞きながら多くの時間をかけて議論を尽くし、その結果決定されたものはそう簡単には変更しない。しかし、近年の日本の農政は政治に翻弄され、農業の生産現場に混乱をもたらす要因になっている。

(注7) 谷口信和「官邸主導による日本農政『転換』の実像」『日本農業年報60』第15章(2014)

(2) 企業的農業の限界と家族農業の強さ

規制改革会議、産業競争力会議の農政改革の主張の背景には、農家を中心とする家族経営は限界にきており、このままでは農業就業人口が減少して日本農業は衰退するとし、農業経営の法人化、企業の農業参入を進めることこそが日本農業の正しい将来方向であるとの思い込み(誤解)がある。農業経営学、農業経済学においても同様の主張がみられるようになったが^(注8)、農業の経営形態の問題はそれほど簡単に割り切れるも

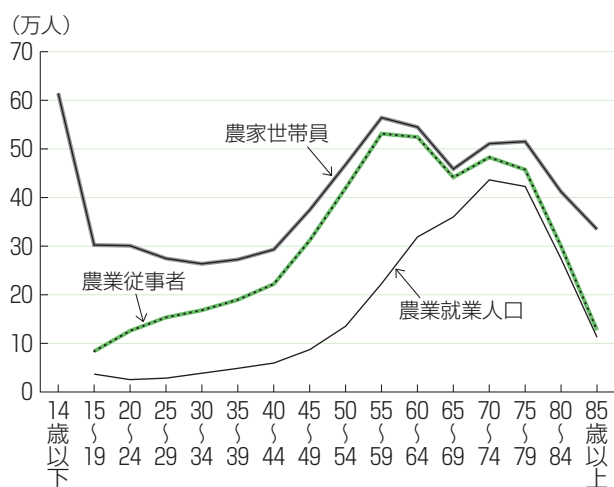
のではない。

確かに、農業経営を法人化することにより経営の視点が強まるし、企業的農業の存在自体を否定すべきではないが、農業生産には、①対象が生物(動植物)、②気象変動・病虫害により生産が不安定、③土地が不可欠で地域社会と密接な関係、④作業の季節性、⑤作業場所が移動し労働の内部監督が困難、という特色があるため、企業的経営より家族経営のほうが対応力が強いことが指摘されている。世界的にみても農業経営において株式会社が支配的な国はなく、米国、豪州など大規模な農業経営が多い国でも農業の大部分は家族経営で営まれてい^(注9)る。

農業に参入した株式会社も利益が出なければ撤退するであろうし、株式には「譲渡自由の原則」があるためその経営権が他に渡ることがあり、譲渡先が外資企業である可能性もある。大規模経営体のみが地域の農業生産を担っている構造は地域社会にとって望ましいものではなく、株式会社の農業参入については規制緩和ではなく適切な^(注10)規制を維持することが必要である。

農業就業人口の高齢化は深刻であり、今後さらに減少することは確実であるが、兼業で農業に従事している人も含んだ「農業従事者」は比較的若い人も多くおり、これらの人々は兼業先を退職したあとも農業を継続するし、一旦は外に出た若者も一定の年齢で農業に戻ってくる人(Uターン)も多くいる(第2図)。専門的な農業経営(「プロ農家」)のみを農業の担い手として育成する

第2図 農業就業人口・農業従事者の年齢構成



資料 第1図に同じ

のは誤っており、高齢者や零細な兼業農家も地域農業の重要な担い手として正当に位置づける必要がある。また、農業構造の改革は農業者の世代交代の速度に合わせて漸進的に進めていくべきであり、望ましい理想像を描いて行政主導で上から構造を変えることはできないことを自覚すべきであろう。

(注8) 柏久『農業経済学の展開過程—小農経済論の終焉と企業的農業論の形成』(1994), 小田滋晃他編著『農業経営の未来戦略<1>—動きはじめた「農企業」』(2013), 高橋正郎『日本農業における企業者活動—東畑・金沢理論をふまえた農業経営学の展開』(2014)

(注9) 近年注目されているオランダも同じであり、筆者が15年2月にオランダを訪問した際に「オランダでは企業による農業経営はどの程度あるのか」との質問に対し、園芸の研究者は「農業は家族経営が当たり前ではないか」と質問の意味がわからないと言われた。なお、家族農業の意義については、国連世界食料保障委員会専門家ハイレベルパネルによる『家族農業が世界の未来を拓く：食料保障のための小規模農業への投資』(2014)が詳しく論じている。

(注10) NHKで「限界集落株式会社」がドラマ化されたが、このドラマで描かれたように会社自体が傾けば村全体が崩壊してしまうリスクを抱えることになる。

(3) 「農業成長産業論」の幻想と循環型農業の構想

これまで日本では一般に農業は衰退しつつある産業であると認識されてきたが、こうしたなかで一部の論者が日本農業には成長の要素、未来があると主張しており、活力創造プランはこの「農業成長産業論」の主張を取り入れている。^(注11)

日本農業を元気づけるため逆転の発想を提起したい気持ちはわからないわけではないが、日本は人口減少の局面に入っているため国内の農産物需要は今後減少することが見込まれ、輸出増大、6次産業化にも限界があるため、農業経営の成長はあるにしても、農業という産業自体が成長することはあまり期待できない。

農業は自然環境、地域社会の中で営まれている産業であり、環境保全、地域社会維持、食料安全保障などの多面的機能を有しており、農業生産は「成長」よりも、むしろ「安定」のほうが重要である。また、農業は本来太陽光のエネルギーを固定する本源的な産業であり、これからの日本農業が目指すべき方向は循環型農業であろう。

(注11) 大泉一貫『日本の農業は成長産業に変えられる』(2009), 『希望の日本農業論』(2014)

(4) 資本主義の欠陥と協同組合の価値

産業競争力会議と規制改革会議が進める農政改革、農協改革は、資本主義、株式会社が最も望ましい経済システム、経営形態であるとの前提で進められており、協同組合の理念・運動に対する理解が欠けている。全農も株式会社に転換すれば機動的な経営

が可能になり、国際ビジネスが拡大できるとし、農業も株式会社が行えば生産性が向上し6次産業化が可能になると考えているようである。

しかし、株式会社や資本主義が大きな問題を抱えていることはこれまでの歴史が示す通りであり、資本主義・市場経済の欠陥を指摘し政府・国際機関の役割を主張したケインズが再評価され（『リターン・トゥ・ケインズ』）、今日の資本主義における格差拡大を指摘し所得再分配の必要を唱えるピケティの主張（『21世紀の資本』）が大きな話題になっているのも、多くの人々が現代資本主義の問題点を感じているからであろう。

協同組合は資本主義の問題点を克服するために生まれた運動・組織であり、その思想が多くの人々に支持されて世界の多くの国で協同組合は重要な勢力になっている。日本の農協も協同組合の原理に基づいて運営しており、組合員は農協の組織形態を変えて欲しいと望んでいるわけではない。

TPPは米国流資本主義を世界のルールにしようという米国の戦略であり、外国資本の地位を強化する国際ルールの形成を狙っている。社会的共通資本の役割を果たしている農地や食料生産にこうした市場経済の原理を全面的に適用するのは間違っており、農協組織は今後も協同組合陣営の一員として存続していく必要がある。農協がこれまでとってきた「食の農を基軸として地域に根ざした協同組合」という路線は誤っておらず、農協は資本主義、市場経済、株式会社の暴走・欠陥をけん制する重要な組織と

して今後も日本の社会でその役割を発揮していくべきであろう。

(5) 農政運動の再構築と農業支援 システムの改革

今回の農協改革では中央会の改革が中心に取り上げられたが、日本の農協の重要な機能である農政運動や営農指導事業に関する論議・検討は不十分であった。

日本の農協はこれまで国の農業政策と一体となって活動し、農業基本法では農協は農産物流通近代化の重要な担い手として位置づけられ、農業近代化資金等の農業金融や農業技術の農家への普及組織としても大きな役割を果たしてきた。こうした農協の性格は、戦後設立された農協が戦時中の農業会を通じて農会の要素を受け継いだからであり、この農協と農政の関係は50年代前半の農業団体再編成でも大きな論点になった。この大論争の結果1954年に設立されたのが全国農業協同組合中央会と全国農業会議所であり、それからちょうど60年目にこの2つの農業団体が改革的になった。

今回の改革によって全中が社団法人化し、全国農業会議所から「建議」規定がはずされる見込みであるが、それによって今後の農政運動が弱体化することが懸念される。農政が現場の声を反映し実態に即したものになるためには農政運動は必要不可欠であり、社団法人化した全中のもと、農協の農政運動を今後どう位置づけていくのか、全国農政連との関係や役割分担も含めて再検討を行う必要がある。

農協の営農指導事業についても、今回の改革論議の過程で十分な検討が行われたとは言いがたい。今後農家戸数が減少する一方で、一部の農業経営の成長が見込まれるなかで、農業者支援の仕組みをどう改革するのか、その費用負担や農業金融との関係、

農業改良普及事業との関係など、全中、全農、農林中金が連携して検討すべき重要な課題^(注12)になっていると言えよう。

(注12) 清水徹朗「農協営農指導事業の改革方向」『農林金融』(2014年5月号)

(しみず てつろう)



JA出資型農業法人の動向と新たな役割

主席研究員 内田多喜生
主事研究員 小針美和

〔要 旨〕

農業者の高齢化，減少が進むなかで，地域の農地を守るためのいわゆる「最後の受け皿」として，農協が出資する農業生産法人であるJA出資型農業法人の設立が増加し，経営面積も拡大している。しかし，条件の悪い農地が多くなりがちであること，経営規模の拡大に対応した人材の育成・確保が必要であること等，経営課題も多い。

一方で，先進的な事例ではこれらの課題を克服するとともに，行政や企業等と連携しながら新規就農者の育成や6次産業化，新たな産地形成等の地域農業をリードする取り組みも行っている。JA出資型農業法人の強みを生かし，地域の農地利用の調整役としての機能を果たすことや，多様な主体が連携した取り組みのコーディネーターとなり地域農業の活性化に資すること等が，これからのJA出資型農業法人の新たな役割として期待される。

目 次

はじめに

1 JA出資型農業法人の現状

- (1) JA出資型農業法人数の推移
- (2) 事業内容
- (3) 稲作経営を行う法人が多い理由
- (4) 経営面積・販売金額

2 JA出資型農業法人の経営課題と対応

- (1) JA出資型農業法人の経営課題
- (2) 課題への対応

3 事業を多様化するJA出資型農業法人

- (1) 水田農業における地域農産物の振興と6次産業化への取り組み
- (2) 施設園芸における人材育成と新たな産地形成への取り組み
- (3) 畜産における産地維持のための取り組み

4 JA出資型農業法人の新たな役割

おわりに

はじめに

農協及びJAグループによる農業支援のさらなる強化が喫緊の課題となるなか、農協が直接、地域農業に関与するJA出資型農業法人（本稿では農協からの出資がある農業生産法人）への注目が集まっている。

全国農業協同組合中央会が2014年4月に発表した「JAグループ営農・経済革新プラン」の中の重点戦略でも、「JA出資型法人による営農サポートの展開」が盛り込まれている。その具体的な取組みとして、①担い手のいない地域で、直接、農業経営を展開、②担い手の規模拡大・省力化等を支える営農サポートを強化、③新規就農者の育成を強化・促進、が挙げられている。

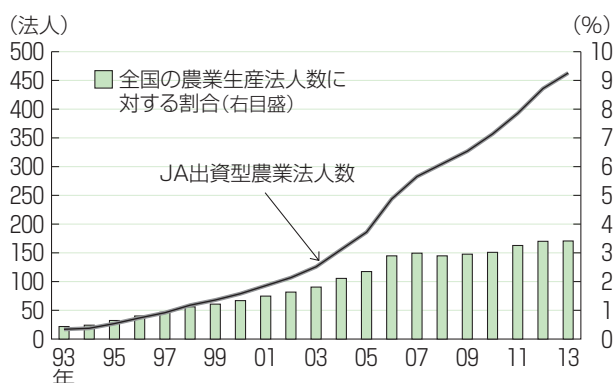
本稿は、既存資料や谷口・李（2006）、李・谷口（2008）などの一連の先駆的研究等を参考にしながら、足元のJA出資型農業法人の動向を把握するとともに、その課題を整理し、これから必要な役割について若干の検討を加えるものである。

1 JA出資型農業法人の現状

(1) JA出資型農業法人数の推移

第1図は、全中「JA出資型法人に関する全国調査」（以下「全中調査」という）によるJA出資型農業法人数（調査対象は農協の出資がある農業生産法人）の推移をみたものである。93年の農地法改正により農業生産法人への農協出資が認められ、それ以降、JA出

第1図 JA出資型農業法人数の推移

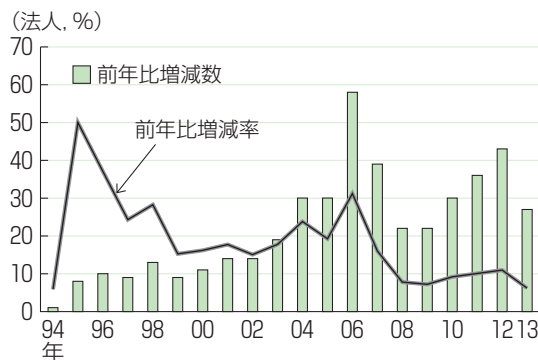


資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2013年)」, 農林水産省経営局調べ

資型農業法人は増加している。13年時点では463法人と、93年の17法人から約27倍に達した。この間全国の農業生産法人数は3,858法人から13,561法人へと3.5倍にとどまることから増加のペースは速いといえるが、全国の農業生産法人数に占める割合は3.4%にとどまっている。

また、第2図によりJA出資型農業法人数の前年比増減率をみると、90年代半ばと、2000年代中盤に大きく増加していることが読み取れる。この時期に法人が増加した背景としては、前者は、農地保有合理化事業により農地貸借の仲介に農協が本格的に取

第2図 JA出資型農業法人の前年比増減率と増減数



資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2013年)」

り組みはじめた時期と重なり、農協が同事業に取り組むうえで、農地の受け皿として設立したケースが多かったとみられる。また、2000年代半ば以降の増加は、農地法等の改正や経営所得安定対策の導入等、主に稲作を中心に土地利用型農業に関する農政の大きな転換があったことと、後にみるように、いわゆる昭和一けた世代の農業からのリタイアが本格化し、受け皿となる担い手の不足が生じたことが影響しているとみられる。

(2) 事業内容

次に、JA出資型農業法人の事業内容（複数回答）をみたものが第1表である。最も割合が高いのは、水稻作の69%で7割近い。次いで水田転作経営が52.2%、露地野菜作42.7%、普通畑作31%が続き、稲作を中心とする土地利用型作物が中心である。また、特徴的なのは新規就農研修が22.6%もの法人で取り組まれていることである。

ここで第2表は、全国の農業生産法人の主要業種別法人数をみたものである。回答

第1表 JA出資型農業法人の事業分野

(単位 %)	
	割合
水稻作・作業受託	69.0
水田転作経営・作業受託	52.2
畑作(普通畑作)	31.0
果樹作	10.6
露地野菜作	42.7
施設園芸(野菜)	21.5
農畜産物加工	15.3
畜産・酪農経営	7.3
直売所運営	5.1
交流・観光施設管理	2.2
新規就農研修	22.6

資料 第2図に同じ
(注) 複数回答。

第2表 主要業種別農業生産法人数(2013年)

(単位 法人, %)		
	法人数	構成比
米麦作	5,156	38.0
果樹	1,001	7.4
畜産	2,524	18.6
そ菜	2,570	19.0
工芸作物	517	3.8
花き・花木	802	5.9
その他	991	7.3
合計	13,561	100.0

資料 農林水産省調べ

方式が違うため、単純な比較はできないが、米麦作の占める割合は38.0%と、JA出資型農業生産法人における割合を大きく下回る。

(3) 稲作経営を行う法人が多い理由

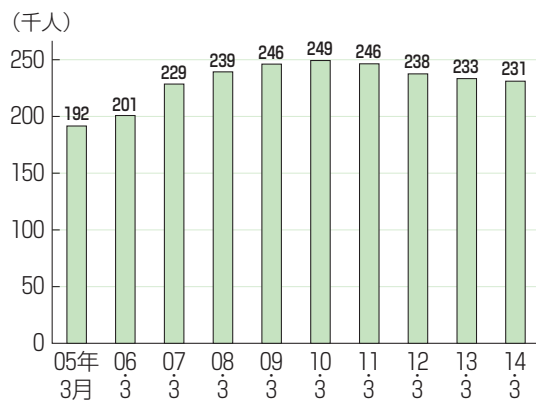
このように、JA出資型農業法人が土地利用型農業、とくに稲作を行う傾向が強い背景には、第3表のように、稲作を中心とする土地利用型農業において、農業者の高齢

第3表 農業経営組織別基幹的農業従事者数

(単位 千人, %)			
	男女計	うち 75歳 以上	75歳以上 割合
全国	2,051	589	28.7
単一経営	1,366	398	29.2
稲作	655	234	35.8
麦類作	1	0	31.5
雑穀・いも類・豆類	22	7	31.3
工芸農作物	55	14	25.5
露地野菜	147	38	25.5
施設野菜	107	17	16.3
果樹類	210	58	27.6
花き・花木	57	11	19.2
その他の作物	12	3	21.3
酪農	42	5	10.9
肉用牛	42	9	22.1
養豚	7	1	11.5
養鶏	7	1	14.6
その他の畜産	3	0	13.9
準単一複合経営	425	108	25.4
複合経営	155	35	22.4
販売なし	105	48	45.9

資料 農林水産省「2010年世界農業センサス」

第3図 認定農業者数



資料 農林水産省「認定農業者の認定状況」

化がとくに進行してきたことがある。本来は、高齢農業者のリタイアで手放された農地は、地域の担い手が受け皿となるべきであろうが、農業環境が厳しいなか担い手自身の高齢化の問題もあり、受け皿の確保は難しい情勢となっている。

例えば、第3図は、全国の認定農業者の推移をみたものだが、認定農業者は既に10年3月をピークに減少に転じている。また、個人の受け皿がない地域で取組みが進められてきた集落営農も、既にその数は頭打ちとなっている。特に土地利用型農業で高齢化による離農が進むなか、受け皿となる担い手が確保できない地域（もしくは将来的に確保されない見込みの地域）が増え、農協が法人を設立し、地域農業に主体的に関わるケースが増えてきたとみられる。

(4) 経営面積・販売金額

次に、JA出資型農業法人の経営面積についてみれば、第4表にみられるように、10～30haが最も多くなっている。

また、100ha以上の法人は36経営体に達す

第4表 経営耕地面積規模別法人割合

(単位 %)

	JA出資型 農業法人 経営面積 (n=350)	(参考) 組織経営体の 経営耕地面積 (n=19937)
合計	100.0	100.0
1ha未満	4.3	27.8
1～5	10.6	20.3
5～10	10.6	11.4
10～30	35.7	23.1
30～50	15.4	9.5
50～100	13.1	5.7
100ha以上	10.3	2.2

資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2013年)」, 農林水産省「2010年世界農林業センサス」

(注) JA出資型農業法人の経営面積には作業受託面積を含む。

る。この数字には作業受託面積も入っており単純な比較はできないが、経営面積100ha以上のJA出資型農業法人の割合(10.3%)は、100ha以上の組織経営体の割合(2.2%)を大きく上回っている。また2010年世界農林業センサスでは100ha以上の経営耕地面積を持つ組織経営体は全国で約400にとどまるので、大規模な組織経営体のなかでJA出資型農業法人が一定の割合を占めることがうかがえる。

加えて、管内の担い手不足のなかで、JA出資型農業法人に農地が集積する傾向もみられている。第5表はJA出資型農業法人の経営規模を09年と12年で比較したものであるが、全体の3分の2の法人が規模拡大を行い、経営面積が10ha以上増加している法人も4分の1を超える。ただし、経営規模拡大がそのまま経営上有利に働くとは限らない。規模拡大は、新たな経営資源の投入を必要とする場合が多いし、また、必ずしも条件のいいほ場が集まるとも限らない。後にみるように、農地集積を伴う経営規模

第5表 JA出資型農業法人が経営する
水田面積変化
—2009年と2012年の比較—

(単位 法人, %)

		法人数	割 合	
			増減面積	縮小・拡大 ・変化なし
合計		88	100.0	100.0
変化なし		4	4.5	4.5
縮小	△50ha以上	2	2.3	} 28.4
	△30～△50	0	0.0	
	△10～△30	5	5.7	
	△5～△10	5	5.7	
	△1～△5	9	10.2	
	0～△1	4	4.5	
拡大	0～1	5	5.7	} 67.0
	1～5	17	19.3	
	5～10	14	15.9	
	10～30	14	15.9	
	30～50	6	6.8	
	50ha以上	3	3.4	

資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2012年)」

の拡大により、JA出資型農業法人が抱える課題も大きくなっている。

さらに、JA出資型農業法人の総売上高（農産物販売金、農産物加工、作業受託料金）をみたものが第6表である。JA出資型農業法人では売上高1億円以上が25.3%と全体の4分の1を占め、一方で1,000万円未満の法人は約1割にすぎない。

第6表 売上高金額別組織数割合

(単位 %)

	JA出資型 農業法人 (売上高) [12年]	農業法人 協会会員 (売上高) [12年]	組織経営体 (農産物 販売金額) [10年]
1,000万円未満	10.2	3.2	38.4
1,000～3,000	25.0	9.3	23.6
3,000～5,000	22.1	12.7	11.4
5,000～1億円	17.2	25.9	10.6
1～3	16.4	30.4	10.0
3～5	3.7	7.5	2.7
5億円以上	5.3	11.0	3.3
計	100.0	100.0	100.0

資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2013年)」, 農林水産省「2010年世界農林業センサス」, 日本農業法人協会「農業法人白書2013」

日本農業法人協会会員の売上高別構成比や、センサスの組織経営体の農産物販売金額別構成比と比較すると、大規模農業法人が多い農業法人協会会員よりも売上高規模は小さい法人が多いが、組織経営体全体と比較して相対的に規模の大きな法人が多いことがうかがえる。

このように、JA出資型農業法人は土地利用型の組織経営体としてみれば、経営規模・売上規模ともに相対的に規模の大きな経営体という特徴がある。

2 JA出資型農業法人の 経営課題と対応

(1) JA出資型農業法人の経営課題

第7表は、全中調査によりJA出資型農業法人の経営課題をみたものである。13年の経営課題としては、「ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い」の回答割合が76.6%と圧倒的に高い。次いで「冬期の仕事が不足するため、所得確保が困難」が37.2%、「農地借入・作業受託は増加しているが、法人側の受入体制が不十分」が28.9%となっている。また、「耕作放棄地への対応が困難」「役員の高齢化による役員後継者の不足」「職員の高齢化による職員の不足」がそれぞれ2割を超えている。

このように、アンケート結果にみるJA出資型農業法人の課題は、大きく①条件の悪い農地が多いこと、②周年労働の確保の問題、③法人の受入体制、とりわけ人の問題とみることができる。以下では、農中総研

第7表 JA出資型農業法人が抱える問題点

	(単位 法人, %)	
	10年	13
回答数	207	218
ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い	68.1	76.6
冬期の仕事が不足するため、所得確保が困難	37.7	37.2
農地借入・作業受託は増加しているが、法人側受入体制が不十分	33.8	28.9
耕作放棄地への対応が困難	-	28.0
役員の高齢化による役員後継者の不足	22.2	22.0
職員の高齢化による職員の不足	13.0	21.6
十分な栽培・飼養技術が備わっていない	-	17.4
地域の他の担い手と競合関係にある	17.4	12.4

資料 全中「JA出資型法人に関する全国調査(2010, 2013年)」
(注) 複数回答。

が実施したJA出資型農業法人へのヒアリング調査での意見も踏まえながら、これらの課題をやや詳しくみていきたい。

a 条件の悪い農地が多い

JA出資型農業法人の経営耕地に条件の悪い農地が多くなりがちな理由としては、法人の性格上、より条件の悪い農地も引き受けざるを得ないということに起因するところが大きい。例えば、10年の全中調査によれば、JA出資型農業法人の位置づけについて、「他の担い手もいるが、地域における有力な担い手の一つとして、他の担い手と協調しながら発展させていく」が6割を超えて最も高く、次いで「担い手がきわめて不足しており、最後の担い手として発展させていく(将来、地域農業の唯一の担い手になるかもしれない)」の回答割合が14.7%となっている。「他の担い手がきわめて不足しており、地域における多様な担い手の一つとして、他の担い手の育成・支援の役割を担っていく」を合わせると“他の担い手がきわめて不足している”と認識しているJA出資型農業法人が4分の1を占めており、

JA出資型農業法人をいわゆる地域農業の「最後の受け皿」と位置づけている地域、農協が少なくないことがうかがえる。

また、JA出資型農業法人が請け負う農地の決定方法として、地域の他の担い手農業者を優先した

うえで引き受け手のない農地をJA出資型農業法人が請け負うこととしている地域も多い。例えば、農地利用集積円滑化団体として農地の利用調整を行っている東北のある農協では、農地の受け手の決定ルールとして、集落内の担い手農業者を第1順位、隣接する集落の担い手農業者を第2順位とし、受け手のいない農地をJA出資型農業法人が引き受けることとしている。

さらに、「ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い」の回答割合は10年の68.1%から13年の調査では8.5ポイント上昇しており、課題がより深刻になっていることがうかがえる。回答割合が上昇している要因としては、JA出資型農業法人の経営面積の拡大とともに、条件の不利なほ場そのものが増えていることに加えて、規模拡大とともに作業の効率化が不可欠となるなかで、条件の悪い農地が多いことが経営のネックになっているという認識が一層高まっているものとみられる。

b 周年労働の確保

水稲作中心の経営の場合、春から秋にか

けての農繁期の作業量に合わせて雇用を行うと、冬期間の就業の場の確保が課題となることが多い。特に近年では、JA出資型農業法人の経営面積の拡大や、作業受託から利用権設定による直接経営へのシフトが進んでいるため、JA出資型農業法人で担う業務・作業が質・量ともに増加している。そのため、正社員の年間雇用が増加しており、農閑期の就業機会の確保が経営上の課題としてより大きくなっているとみられる。

c 法人の受入体制

(a) 労働力の確保・人材育成

JA出資型農業法人の経営面積が増加するなかで、経営規模に見合った労働力を確保することも課題の一つであるとみられる。

JA出資型農業法人の従業員には、農家出身の定年退職者等をパート職員として採用するなど、採用以前から何らかの農業に触れる機会があり、農作業になじみのある人も多い。しかし、時間の経過とともに、農業経験者が少なくなっており、新たな従業員として非農家出身者や農業未経験者の採用が増えている。「職員の高齢化による職員の不足」の回答割合が13年に上昇し2割を超えていることは、このことを反映していると考えられる。そして、増加している農業経験の浅い従業員の能力養成も大きな課題となってきた。

他方、経営規模が一定以上に拡大し、複数の耕作エリアや事業部門を持つ組織となってくると、部門ごとの技術を持つスタッフや、従業員をまとめるマネージャーの役

割が従業員にも求められるようになる。

このように、経営規模の拡大に伴い質・量両面での人材育成が必要となっている。

(b) 設備投資の課題

経営面積の拡大に伴い、労働力の確保だけでなく農業機械や施設面での対応も必要となる。コンバイン等の農業機械は高額なものも多く、新規取得や更新にあたっての費用の工面が課題となる。

多くのJA出資型農業法人では、施設利用において、農協の既存施設を活用することでコスト抑制を図っているが、経営規模の拡大に伴い既存の施設だけでは対応が難しく、新たに施設が必要なケースも増えてきている。また、管轄エリアの拡大に伴い、事務所が1か所のみでは移動に時間がかかるため、効率的に作業を進めるために事業所の増設が必要となるなど、施設にかかる設備投資の課題も大きくなってきている。

d 経営収支の問題

前述のアンケートの選択肢には含まれていないが、JA出資型農業法人へのヒアリングでは、経営課題の一つとして今後の米政策の見直しによる経営収支の悪化を懸念する意見も多く聞かれた。JA出資型農業法人の多くは水稻もしくは、水稻と転作作物を中心とした経営である。売上高から売上原価を差し引いた営業利益段階では赤字で、生産調整等の交付金を中心とする事業外収益によって最終損益の黒字を確保するJA出資型農業法人が多い。このため、農政の

急激な転換はJA出資型農業法人にとっての一つのリスクともいえる状況となっている。

特に、JA出資型農業法人の多くは、耕作条件が厳しくすぐに収益を改善することが難しい。14事業年度には主食用米の価格が大きく下落し、さらに米の直接支払交付金も減額されるなど、収益環境のさらなる悪化が影を落としている。

(2) 課題への対応

a 条件の悪い農地のみが集積することを避ける工夫

JA出資型農業法人の性格上、劣位な条件の農地が多くなりがちであることは仕方がない側面もあるが、そのなかでもJA出資型農業法人が継続的に営農可能とするため、条件の悪い農地のみが集積されることのないようルールを作るなどの工夫を行っている地域もある。

例えば、農地を預ける際のルールとして、組合員が保有する農地の一部のみをJA出資型農業法人に預けるのではなく、組合員が保有する農地全てを農協に委託するケースもある。また、農地を預ける際に、個別農家がバラバラに申請を行うのではなく、集落内であらかじめ地権者同士の話し合いによって調整を行い、集落の農地を集約したうえで農地を貸し出す仕組みとしている地域もある。

さらに、「地域の農地は地域全体で守るもの」という意識を共有し、農協がJA出資型農業法人を含めた地域の担い手農業者を組織化し、農地の利用調整を行っている地域

もある。この地域では、担い手農業者をメンバーとする受託者協議会を組織し、JA出資型農業法人も担い手農業者の一つに位置づけている。管内を地区割りして担い手農業者ごとに担当する地区を決定し、経営委託された農地は原則として、その地区を担当する担い手農業者のうちの誰かが必ず引き受けるルールとしている。

地区ごとに担い手農業者へ農地を面的に集約することで、あまり条件がよくなってもJA出資型農業法人以外の担い手農業者で請け負うことが可能な農地を増やしている。そして、それでも調整のつかない農地をJA出資型農業法人が引き受けるというプロセスを踏むことで、過度に条件の悪い農地がJA出資型農業法人に集中しない仕組みとしている。また、地区ごとに農地の集約化、連坦化が進むことで、大型農業機械やレーザーレベラーを活用し、畔抜きやほ場の均平化等の簡易なほ場整備を行うことも可能となり、条件不利性の克服や作業効率性の向上にもつながっている。

b 周年労働の確保

全中調査（2010年）によると、周年労働を確保するための手段（複数回答）としては、露地栽培の作付け（50.5%）、施設園芸の導入（30.5%）の回答割合が高く、水稻以外の作物の導入により対応するところが多い。次いで、「農協から受託する農業関連サービス・事業」が26.1%となっている。

農業生産の拡大のみでなく、農協から育苗や乾燥調製等の利用事業の一部を移管す

る、もしくは作業の一部を受託することで、従業員の労働の場を確保するとともに、JA出資型農業法人の収益確保につなげているとみられる。

c 労働力の確保・人材育成

労働力の確保や人材育成は、農業法人全般の大きな課題の一つである。人材育成の方法としては、JA出資型農業法人においても他の農業法人と同様に、基本的には経験の浅い従業員が熟練者とともに作業を進めるなかでOJTで作業ノウハウを習得するというケースが多い。

一方で、農業経験の浅い従業員が増加しており、従業員を育成する体制を組織内部に構築する必要性も高まっている。例えば、外部からの受託作業の質を一定以上に保つため、経験の浅い従業員には法人所有のほ場を活用して練習を積んで経験を積ませ、作業ノウハウを習得したのちに外部の受託作業を担当させる仕組みとするJA出資型農業法人もある。また、前掲第1表のとおり、2割を超えるJA出資型農業法人が取り組んでいる新規就農研修事業も、これらの従業員の能力育成の延長上にある事業といえる。

しかし、人材育成のための体制を十分に備えられている法人はまだ少ないとみられる。ヒアリング調査においても、JA出資型農業法人のニーズとして従業員の人材育成のための研修等の機会を創出してほしいという声が多く聞かれた。

3 事業を多様化するJA出資型農業法人

先進的なJA出資型農業法人では、これらの課題の克服とともに、地域農業の振興に向けた取組みを進めるため、行政や地域の農業者、さらには企業と連携し、新たな事業に取り組んでいる。以下では、代表的な取組みをみていきたい。

(1) 水田農業における地域農産物の振興と6次産業化への取組み

北陸に位置するJA氷見市は、良質なコシヒカリ産地であるが、管内の多くが中山間地域ということもあり地域・農業の高齢化が進み、自ら営農を継続できない組合員が増加している。さらに、認定農業者や集落営農の構成員も高齢化し、組合員・地域において、担い手農業者の「これ以上農地を引き受けるのは難しい」という意見や、離農希望者の「農協に農地を任せたい」という要望が高まっていた。

そこで「農協が農地を守るという強い使命感のもと、農協は中核農家や集落営農組織と連携し、水田の請負耕作やハトムギなどの地域振興作物の栽培、販売に取り組む株式会社JAアグリひみを06年4月に設立した。また、JAアグリひみ設立に合わせて農協本体の営農指導事業や利用事業を再編し、育苗事業やカントリーエレベータ、堆肥舎の管理等について、農協からの業務移管や作業受託等によりJAアグリひみが

行うことで職員の通年作業体制を確立した。

JAアグリひみによる地域農業振興のための取組みは水田農業経営のみでなく、カウベルト（牛の放牧帯）の設置による繁殖牛の放牧やバイオマス発電を活用した施設園芸など多岐にわたる。ここでは、地域特産物としてのハトムギの生産振興と高付加価値化の取組みをとりあげる。

まず、農協では、かつて地域で取り組まれていたものの衰退しつつあったハトムギに着目した。ハトムギは湿田でも栽培可能であり、さまざまな栄養成分を含むため健康食品としての活用が可能であると考えたからである。そこで、04年度に導入された農林水産省の水田農業政策の一つである「産地づくり対策」を活用してハトムギの生産を振興してきた。^(注1) また、ハトムギ栽培用の専用機械はJAアグリひみが保有してリース方式で農業者に貸し出す仕組みとし、サポートが必要な農業者や集落営農にはJAアグリひみが栽培指導や作業受託等を行うなど、地域の農業者が取り組みやすい環境を整備することでハトムギ生産の維持・拡大に貢献している。

あわせて、農商工連携を進めるとともに、JAアグリひみ自らが加工・販売を行い高付加価値化を図ることで、ハトムギの新たな需要を創出している。まず、農協では06年よりハトムギ茶のペットボトルの製造・販売を開始した。^(注2) その後、ハトムギエキスの研究を手掛ける大学等の研究機関との共同研究・開発及び企業との連携により、ハトムギに含まれる栄養成分を凝縮した「ハト

ムギエキス」を量産化、「ハトムギエキス」配合の清涼飲料水や美容食品等を商品化している。

地域内で生産されたハトムギは全量農協が買い上げている。商品開発やマーケティングの展開により、買取価格は市場価格の約2倍の水準を実現しており、生産コストをカバーし、かつ米生産よりも高い生産者手取りが確保されている。

このように、JA出資型農業法人が地域特産物の生産を支えるとともに、メーカーや研究機関との連携により高付加価値商品として販売することで、原穀のみの販売よりも高い収益を実現し、組合員や地域に還元している。^(注3)

（注1）04～09年度においては、生産調整にかかる交付金として、作物ごとの単価等を地域の実情に応じて地域で設定できる「産地づくり交付金」が措置されていた。

（注2）第3回農林水産業・地域の活力創造本部（13年6月25日）川上修氷見市農業協同組合代表理事組合長説明資料より。

（注3）農協では、地域内でのハトムギ茶のペットボトルの販売を積極的に進めるとともに、収益の一部を地域に還元することで、ハトムギ茶を通じ、農協のファンづくりも実践している。

（2）施設園芸における人材育成と新たな産地形成への取組み

有限会社ジェイエイファームみやざき中央では、新規就農者育成事業で高い実績を上げ、さらにそのノウハウを活用して新たな産地形成に取り組んでいる。

JA宮崎中央管内は施設園芸と畜産を中心に農業の盛んな地域であるが、ここでも農家の高齢化や農地の遊休化が進行している。そこで、遊休農地で農業経営を行うと

ともに独立した経営者を増やすことを目的に、06年2月にジェイエイファームみやざき中央が設立された。

主な事業は、①育苗事業、②農作業受委託事業、③農業経営事業、④新規就農者研修事業である。育苗や農作業の一部をJA出資型農業生産法人が請け負うことで、高齢生産者の営農継続や大規模生産者の省力化につながると同時に、これらの事業を収益源とすることで法人の採算も確保されている。そして、特に新規就農者研修事業は、その実践的な取組みと高い実績が全国的にも注目されている。

研修期間は8月から翌年7月までの原則1年間となっている。研修内容は、①栽培技術研修、②経営管理研修、③施設・機械等研修、④ネットワークづくり、⑤視察研修など多彩であり、年間を通じて1年後の就農に必要な研修が行われる。研修の中心は栽培技術研修で、研修生は就農後に経営が成り立ちやすいキュウリ、ミニトマト等を中心に、1人につき6連棟のビニールハウス、約10aの栽培管理を行う。ほ場には指導顧問がおり、また農協の営農指導員からの指導も受けられるが、基本的に研修生は経営も含めて自ら考えて栽培を行う。10aという比較的大きな規模で、指導者のサポートを受けながら実践的な研修を受けられることに対する研修生からの評価も高い。06年度からの8年間毎年10名程度の新規農業者を育成しており、延べ67名が就農を果たしている。

また、14年度からは、農林水産省「次世

代施設園芸導入加速化支援事業^(注4)」を活用し、新たな「地域資源循環型施設園芸団地」の構築に向けた取組みに着手している。同事業は、ICT（情報通信技術）の導入が進むオランダをモデルに、日本型の次世代施設園芸団地確立を目指す国の支援事業である。全国9か所で実施されているが、宮崎県の実施取組みの特徴は「JAの担い手育成システム」と連携することにより、「大規模・集約化のモデル」の地域への波及を目指しているところにある。

事業の運営は、農協や行政、システム開発を行った民間企業等11団体が組織されたコンソーシアム（共同事業体）で行うが、現場での栽培管理などの中心的な役割はジェイエイファームみやざき中央が担う。取組み当初はジェイエイファームみやざき中央が主たる生産の担い手となるが、今後は地域の規模拡大農家等にも募集をかけていくこととしている。

さらに15年6月には育苗・集出荷施設も完成し、ジェイエイファーム宮崎中央がこれら施設を一体的に運営する予定である。このように、JA出資型農業法人の事業をフル活用し、これまで培ってきた事業ノウハウとICTが結びつくことで、新たな人材育成の仕組みや園芸団地の構築につながっていくことが期待されている。

(注4) 同事業は、園芸関連施設を大規模に集積し、木質バイオマス等の地域資源によるエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う拠点を整備する。これにより、化石燃料からの脱却を図るとともに、コスト削減や地域雇用の創出を図る。さらに、ICT等他産業の知識やノウハウの活用のために産業界と農業界が連携

し、高度な環境制御により周年・計画生産を実現する新たな園芸産地の育成を目指すものであり、全国9か所をモデル地区として実証事業が展開されている。

(3) 畜産における産地維持のための 取組み

JA鹿児島きもつきでは、農協、JA出資型農業法人、県経済連により肉用牛繁殖経営の分業・連携体制を整備し、繁殖牛経営基盤の維持を図っている。

JA鹿児島きもつき管内は県内でも肉用牛生産が盛んな地域であるが、高齢化と後継者不足により肉用牛繁殖経営を行う農家の減少が続いている。また、その減少分をカバーするだけの規模拡大も進展しておらず、飼養頭数も減少している。そこで農協では、繁殖経営の基盤維持のため、07年に新規に繁殖経営を始める参入者等に対する支援を開始した。さらに、09年からは県経済連等とも連携し、飼料生産から子牛の市場出荷まで一貫して行う事業に取り組んでいる。

この取組みは、飼料生産（飼料原料生産、調製）、肉用牛繁殖、子牛育成の各部門を、管内の農業経営体と農協、JA出資型農業法人、県経済連のそれぞれで分業しているところに特徴がある。飼料原料の一つである粗飼料には、管内の4つの農業経営体が生産する牧草を用いている。これに配合飼料や農協が所有する澱粉工場から排出される澱粉粕を加えて飼料を生成するが、その混合・調製は12年にJAが設立したTMRセンターで行っている。

(注5)

子牛の繁殖は09年に設立されたJA出資型農業法人「きもつき大地ファーム」が行っており、2か所の農場で合わせて繁殖雌牛約1,000頭を飼養している。現在、給餌には、農協のTMRセンターを活用しており、飼料生産に労力を割くことなく飼養管理に専念できることで、高い生産性の実現を可能にしている。きもつき大地ファームで生産された子牛は、県経済連の子牛育成センターへの管理委託により育成された後、きもつき大地ファームが管内の家畜市場に出荷する仕組みとなっている。

分業体制を構築し、きもつき大地ファームが繁殖に専念することで、生産性も向上している。例えば、きもつき大地ファームでの平均分娩間隔は355日とされており、組合員平均の406日より短縮されている。農協では、今後はこの取組みから得られた飼養技術や経営管理等のノウハウを個別繁殖農家の経営発展にも波及させていきたいと考えている。

(注5) TMR（混合飼料）とは、粗飼料、濃厚飼料等を混合し、家畜に必要な栄養成分を調整した飼料を製造・給餌する方法である。きもつき大地ファームがTMRセンターで製造した飼料を先行的に給餌して実績データを蓄積して改良を図っていくことにより、他の畜産農家等への普及、TMRセンターの利用拡大につなげていきたいとしている。

4 JA出資型農業法人の 新たな役割

現状、JA出資型農業法人は、地域農業の維持・発展のために多くの役割を果たしている。しかも、その役割は時間の経過とと

もに多様化し、かつ高度化している。

そもそも、JA出資型農業法人は、今後、過疎や高齢化により農業後継者が不足する懸念がさらに強まるなかで、JA出資型農業法人が農地の受け手となることで地域農業の縮小を防ぐという目的で設立されたところが多い。そのため、法人の設立当初には、現状農業生産を行っている地域の担い手農業者とJA出資型農業法人が競合することを懸念する地域もみられた。しかし、担い手農業者の高齢化、減少の進行に伴い、地域によっては担い手農業者のみでは農地を受けきれないという状況となりつつあるなかで、既存の担い手農業者とJA出資型農業法人が協調することで、お互いにとって、また地域全体としてより効率的な農業生産が確立できるように両者が調整する動きが広がってきている。

さらに、現段階のJA出資型農業法人は、先の事例にみられるように、地域農業を先導する役割も期待されている。これは、地域農業の抱える問題が、高度化・複雑化しており、それらの課題に、個別の農業者では対応できないケースが多くなっているためであるとみられる。また、JA出資型農業法人の体制も一定の期間を経て整い、多様な取組みが可能になってきたとみることもできよう。ここでは、今後期待されるとみられる、新たな役割を整理したい。

1つ目は、特に土地利用型農業について、地域の農業生産基盤の維持としての役割に加え、地域における農地利用の調整者としての役割がより重要になろう。農業構造の

変化のなかで農地の貸出（売却）が増えることが予想されるなか、自らも農業経営を行い賃貸借に主体的にかかわる主体として、地域の他の担い手と調整しつつ、より効率的な農地利用を実現する仕組みづくりを行う役割である。実際に、当初は相対的に条件が不利なほ場が多かったが、地域の担い手と調整し、それぞれのほ場を交換すること等により、分散していたほ場が面になり一体化しつつある法人もみられる。

2つ目は、新技術の導入についてである。販売環境が大きく変化するなかで、需要に応じた生産に対応し、また、競争力を強化するため技術導入は欠かせないものとなる。しかしながら、個別経営でそれらの技術導入を行うことは、設備・資金・労働力等の制約から大きなリスクを負うケースも多い。それらの制約が比較的少ないJA出資型農業法人が地域農業の核となる農業経営体として、それら技術を先行して導入し試行したうえで、地域に普及させていくことは重要な役割となろう。

3つ目は、人材育成である。昭和一けた世代農業者のリタイアが続き、新たな農業参入者がなければ、地域農業の担い手を確保できない。家族農業の世代交代が困難な場合には、農業への新規参入者を受け入れる必要があるが、そのためには、研修等により農業技術を身に着ける必要がある。実際に営農活動を行えるほ場や施設を持つJA出資型農業法人が、人員の育成を行う重要性はこれまで以上に高まっている。

4つ目は、販路拡大や6次産業化等、高

付加価値化のための取組みである。農産物価格が低迷するなかで、川下部分の付加価値をいかに川上の農業生産部門に取り込むかは、農業者にとって非常に大きな課題となっている。ただし、消費者の嗜好は多様化しており、従来からの加工品だけでなく、衛生面や技術面で高度な管理を必要とする新たな農産物加工に取り組むことも必要である。そのためには、専門性の高い人材が必要で、そうした人材確保の場としての役割も期待される。

5つ目は、他業態の連携窓口としての役割である。例えば、新規作物の導入にあたっては、ほ場や農業者のとりまとめなどに、農業者の組織である農協の子会社が関与することで、個別農業者では対応できない大規模な供給体制の構築が可能となり、より広範囲の業者との取引の可能性が広がる。

最後に、これらの役割を総合したうえでの地域農業のコーディネータとしての役割も期待される。現在の農協は合併の進捗により、管内が広域化しており、農業者のニーズも地区により異なるケースが多い。ニーズの異なる地区をつなぎ、連携強化を図ることで地域農業が抱える課題を解決する役割をJA出資型農業法人が担うことで、管内農業全体の維持活性化を図ることを進めていく必要がある。

例えば、ある地区の土地利用型農業のJA出資型農業法人がコントラクター機能を備えれば、他地区での畜産生産の維持等にもつながり、JA出資型農業法人を介しての地域複合経営の可能性もある。さらに、より

広域的な活動が可能になれば、複数JAによるJA出資型農業法人が連携することで、より広域の技術指導や流通・販売機能を担うことも考えられよう。

おわりに

JA出資型農業法人は、2000年代後半以降、設立数、経営面積ともに急速に増加している。その背景には、地域農業の構造変化が急速に進行し担い手農業者が減少するなかで、農地の遊休化・荒廃を防止するには農協自らが地域農業の担い手として農業生産に主体的に関わらざるを得ないという状況が生じていることがある。

しかし、今後さらに農業者の高齢化・離農が進み、農地の遊休化の懸念が高まることが見通されるなかで、事業の採算を無視したかたちでJA出資型農業法人が農地を引き受け続けることには無理があろう。JA出資型農業法人も一つの事業体であり、一定の収益を確保し事業を継続できなければ、これまでJA出資型農業法人が担ってきた農地も耕作できなくなってしまう。これからの地域農業を見据えたうえで農地をどのように守っていくのか、地域のコンセンサスを形成するとともに、そのなかで果たすべきJA出資型農業法人としての役割を明確にすることが必要ではないだろうか。

農地を守るという公共的な機能と収益性とのバランスに配慮しつつ、JA出資型農業法人がその強みを生かした取組みを継続していくことが肝要となろう。

<参考文献>

- ・李侖美・谷口信和（2008）「JA出資農業生産法人の今日的到達点とあり方をめぐる諸問題について」日本農業研究所研究報告『農業研究』第21号
- ・小針美和（2010）「JAが農地を守る—JA氷見市・JA出資型農業生産法人（株）JAアグリひみ（富山県）の取組み—」Web.『農中総研 調査と情報』3月号
- ・斉藤由理子（2011）「高齢化・離農に総合的に対応するJA出資型農業生産法人—ジェイエイファームみやざき中央の取組み—」Web.『農中総研 調査と情報』3月号
- ・谷口信和・李侖美（2006）『JA（農協）出資農業生

産法人—担い手問題への新たな挑戦』農山漁村文化協会

- ・長谷川晃生（2014）「肉用牛繁殖経営の基盤維持に向けて—JA鹿児島きもつきの取組み—」Web.『農中総研 調査と情報』9月号

分担執筆

<はじめに, 1, 4, おわりに>

内田多喜生（うちだ たきお）

<2, 3>

小針美和（こばり みわ）



発刊のお知らせ



地域からの六次産業化

つながりが創る食と農の地域保障

室屋有宏 著

A5判233頁 定価2,200円(税別) 創森社

農業の六次産業化(六次化)とは、一次産業に二次・三次産業を組み合わせることで農業の付加価値を高めようとする取り組みであり、2011年に法律が制定され、農業の成長産業化の柱と位置づけられている。実際、六次化の事業認定については農業者だけでなく地域活性化を図る観点から自治体の間でも高い関心が寄せられている。

しかし、六次化そのものは戦前からの伝統を持つ農協の加工事業をはじめ、直売所、産直事業など様々な取り組みが既に行われてきた。政策としても、農商工連携、クラスター事業等、先行する類似政策が多い。

日本の食は激しい市場競争と人口減少社会の下で縮小傾向にあり、農業だけでなく川中・川下の大手企業であっても収益を確保するのが難しいのが実情である。農業の六次化は、こうした食の現状やこれまでの六次化の歴史と実績を踏まえ、その課題や困難さを冷静に見つめる姿勢が必要である。

本書では、六次化を農業・農村の一面的な市場的適応と捉えるのではなく、地域自らが主体となり地域資源や価値を保全し、高めていこうとする協働的な意思や活動を重視すべきと考える。地域の人が共感し、参加し、支持する「地域の六次化」を進めていくことで、結果として(時に意図しない形で)差異化された本物の地域ブランドの源泉となる。六次化が地域のつながりを強め、非経済的な分野を含め地域のセーフティネットを高め、これがまた六次化を支える基盤となる関係がある。

こうした視点から、本書では、農協や農村女性、地場企業との農商工連携など14の先進事例の検討を通じ、地域主体の六次化の成功と可能性の道筋を探った。

目 次

- 序 章 なぜ、いま地域の六次化なのか
- 第1章 食から探る六次化の領域と可能性
- 第2章 六次化と農商工連携の政策展開と課題
- 第3章 地域をつなぐ農協の六次化
- 第4章 農商工連携による六次化の進展
- 第5章 農村女性が切り拓く六次化
- 第6章 異業種からの農業参入と地域活性化
- 第7章 地域の六次化の条件と戦略
- 終 章 六次化を地域の暮らしに活かす視点

購入申込先……………(株)創森社

TEL 03-5228-2270

問い合わせ先……………(株)農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700

地方への人の流れ

2014年12月に『まち・ひと・しごと創生』の「長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定され、人口減少問題の克服や成長力の確保について政府の中長期的な考え方や施策方針が示された。その中で、人口減少問題対策の柱として、「人口減少の歯止め」と併せて「東京一極集中の是正」が掲げられ、「地方への新しいひとの流れをつくる」との目標が示されている。2020年には、現在の東京圏と地方との転出入バランス(近年では東京圏への年間約10万人の入超)を均衡あるものにするため、地方から東京圏への転入者数を6万人減とする一方、東京圏から地方への転出者数を4万人増加させたいとするものである。

人口移動の直近の状況をみると、本年2月に総務省統計局から「住民基本台帳人口移動報告-2014年結果」が出され、1年間で490万人強の人々が市区町村間の移動をした、と報告されている。特に都道府県別の転入・転出の動向が注目されるが、同年において転入超過となったのは7都県であり、なかでも東京都が7万人超と圧倒的に多い。また、東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)ではいずれの都県も転入超過であり、全体で11万人近くに及ぶ。東京圏では19年間にわたり転入超過が続くなかで、ここ3年間はその超過数の増加もみられる。他方で、大阪圏、名古屋圏ともにここ2年連続で転出増加となっていることから、政策方向とは逆に東京圏への一極集中がむしろ加速化している状況にある。

また、昨年から国土の利用、整備や保全に関する総合的方针を定める国土形成計画(全国計画)の改定作業が国土審議会計画部会において進められている。本年3月に「新たな国土形成計画(全国計画)中間とりまとめ」が出されたが、更に検討を進めて本年夏頃を目途に最終とりまとめを行い、国土審議会に報告される予定である。この中間とりまとめでは、人口減少・高齢化やライフスタイルの多様化などの状況変化を踏まえながら、これからの国土の在り方について多面的な構想や方向性が示されているが、その一つに「対流促進型国土の形成」という項目がある。この「対流」の意義は、『多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携し生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報等の双方向の動き』とされており、人口

減少社会においては、これらの動き自体が地域の活力とイノベーションをもたらす重要な鍵になるとの考え方である。

地方と都市の関係について言えば、特に地方への人の流れの拡大につながる「対流」に期待が持たれるが、その具体的な方策としては、住民基本台帳に表れるような生活基盤の移動を伴う「移住」と併せ、その前段階としてあるいは近年のライフスタイルの変化に即して「二地域」を往復する生活や就労等の多様な活動が挙げられている。なお、「対流」という言葉は、これまで2005年と2010年に策定された食料・農業・農村基本計画においても「都市と農村の共生・対流の推進」というように重要施策として位置づけられており、この中でグリーン・ツーリズムや農山漁村での定住、二地域居住、一時滞在など幅広い取組みが行われてきている。

これまでの施策の経緯や人口移動の現状をみると、大都市偏向の従来の動きを逆転し、地方への人の流れを拡大していくことのハードルは高く、これまで以上の相当な努力が必要とされよう。ただ一方では、団塊世代の本格的リタイアに伴う田園生活への指向や近年のICT等の技術革新、労働環境の変化等により、様々な形での地方居住の展開の可能性が高まっている状況もみられる。一つの例を挙げれば、国土交通省の「地方部における新たなライフスタイルの実現に関する調査報告書(平成25年度)」によると、若者層が業務目的で都市と地方の間を往復するパターンが起きているとのことである。また、こうした二地域居住の動きを促進する上で、ブロードバンド環境の整備や空き家活用を含めた滞在時利用住居の確保、在宅勤務制度の浸透等が必要とされている。

人口減少が進むなかで、それぞれの地域すべてに定住人口の増加を期待していくことは難しい。他方で、観光・交流や就労機会等の様々な形態で人の往来を増大させることは可能であり、人々が地方と都市の間を活発に動き回り、多様な活動を行うことが地域経済・社会に大きく貢献することになる。こうした観点からも、移住の推進と併せて二地域居住(生活・就労等)に更にスポットを当て、各地域における特徴的な資源や立地条件を活かした工夫を積み上げ、その効果的な促進策を見いだしていくことが重要になろう。

((株)農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄・こばやし よしお)

農協営農指導事業と協同農業普及事業 の動向と連携の方向性

—実態調査からの接近—

西川邦夫

〈茨城大学 農学部 地域環境科学科 准教授〉

〔要 旨〕

普及事業が縮小していくなかで農業者支援体制を維持していくためには、営農指導事業が普及事業を量的、機能的に補完・代替していく必要がある。本稿では、中国地方のA県と、北陸地方のB県の事例から、営農指導事業と普及事業の動向と連携状況を明らかにし、今後の連携の方向性を探った。

条件不利地域に位置し、営農指導事業の縮小がより進んだA県では、普及のコーディネート機能の膨張によってスペシャリスト機能の維持が危ぶまれる一方で、普及事業と営農指導事業の有効な連携はとれていなかった。このような地域では、営農指導事業には限られた人的資源をコーディネート機能の代替に重点化することが求められる。一方で、地域農業の再編が完了し、営農指導事業が普及事業をカバーできたB県の場合は、営農指導事業は経営指導に今後の活路を見いだしていた。このような地域では、営農指導事業は普及事業のスペシャリスト機能を一部代替していく方向が求められる。

目 次

はじめに

(1) 問題の構図

(2) 事例の位置づけ

1 A県の状況

(1) 全体的動向

(2) a農協の場合

(3) 小括

2 B県の状況

(1) 全体的動向

(2) b農協の場合

(3) 小括

おわりに

はじめに

(1) 問題の構図

本稿に与えられた課題は、農協営農指導事業^(注1)と協同農業普及事業^(注2)（以下「普及事業」という）の動向と連携状況、そして今後の連携の方向性を、実態調査に即して検討することである。まずは、問題の構図を簡単に整理しておこう。

第1図は、1995年以降の営農指導員数と普及指導員数^(注3)（2004年以前は改良普及員と専門技術員を足し合わせたもの^(注4)）の推移を示したものである。両者ともに数を大きく減らしているが、その程度は必ずしも一様ではないことが分かる。

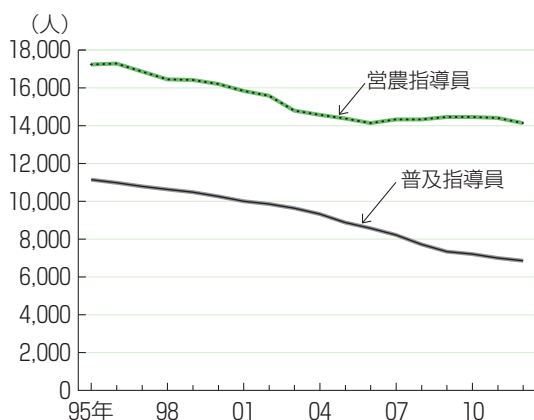
まず普及事業の方であるが、この間一貫して減少を続け、近年は特に減少のスピードが速くなっていることが分かる。04年の農業改良助長法の改正による普及指導セン

ター必置規制の廃止、06年の三位一体の改革による協同農業普及事業交付金の一般財源化（特に人件費部分）は、押しなべて財政状況が厳しい道府県に対して普及事業を縮小させる方向へと向かわせたといえる。これは、全国で共通して見られる動きである。

一方で営農指導員数の方は、2000年代中頃までは普及指導員と同様に減少していたが、それ以降は維持されている。1990年代から2000年代にかけて進んだ農協広域合併は、不採算部門とされる営農指導事業の縮小を促したと考えられる。しかし、農協合併が一巡した後では、各単位農協の営農戦略^(注5)によって、営農指導部門への人員配置を厚くするという選択があり得る。また、07年の経営所得安定対策の実施に伴う集落営農組織化の推進、その後のアフターケアに農協系統組織が大きく関与したため^(注6)、営農指導部門に人員を割かざるを得なくなったという側面も大きいだろう。普及事業と異なり、営農指導事業は縮小一色ではない。

以上の検討から、今後も農業者に対する支援体制を全国的に維持していくのであるなら、両者の連携は営農指導事業が普及事業を補完・代替していくという方向が重要な選択肢のひとつとして考えられる。その際、①営農指導員による普及指導員減少の量的な補完とともに、②普及事業が担ってきた機能の営農指導事業による代替を考慮する必要がある。普及事業が担ってきた機能とは、一般的にはスペシャリスト機能とコーディネート機能であるとされている。農林水産省の説明によると、スペシャリス

第1図 営農指導員数と普及指導員数の推移



資料 営農指導員数は農林水産省「総合農協統計表」、普及指導員数は農林水産省「協同農業普及事業年次報告書」の各年版

(注) 1 04年以前の普及指導員は、改良普及員と専門技術員を足し合わせたもの。

2 普及指導員には生活担当を含む。

ト機能とは「高度な技術及び知識の普及指導を行う機能」であり、コーディネート機能とは「農業者、内外の関係機関等と連携して地域の課題の解決を支援する機能」と^(注7)されている。

なお、スペシャリスト機能が比較的理解しやすいのに対して、コーディネート機能は曖昧である。現在求められているコーディネート機能とは、端的に言って政策対応としての担い手の確保・育成と、それへの農地集積である。そして、そのような機能は、農協サイドが「営農指導基礎事業論」の中で、営農指導事業の基幹領域としてきた「地域農業再編機能」^(注8)とも重複する。

(注1) 営農指導事業を含む「指導事業」とは、「組合員の農業経営の改善、生活の向上へ研修や営農技術・農業経営の指導」を行う事業とされている（全国農業協同組合中央会ホームページ <http://www.zenchu-ja.or.jp/profile/x/substance/index1>《15年3月18日最終閲覧》を参照）。ただし、実際に農協の現場で「営農指導事業」とされているものは、必ずしも技術的な指導に限られるわけではなく、購買・販売事業における実務や地域農業再編への関与等、多様なものとなっている。

(注2) 「協同農業普及事業」とは、農業改良助長法に基づき、農業者に対して、国と都道府県が協同で農業技術経営に関する支援を行う事業である。都道府県の専門職員が、普及指導員の国家資格を取得して行う。詳しくは、淵野（2007）47頁を参照。

(注3) 営農指導員数は農林水産省「総合農協統計表」、普及指導員数は農林水産省「協同農業普及事業年次報告書」による。

(注4) 都道府県職員であり国家資格取得者という明確な定義を持つ普及指導員に対して、「総合農協統計表」が捉える「営農指導員」は各農協の自己申告によるものであり、その専門性にも濃淡があるが、各農協がどれだけ営農指導事業に力を入れているかという1つの指標に

はなるだろう。ちなみに、本稿でも統計、県中央会、単協が様々な定義に基づいて「営農指導員」の数を計算しているが、必ずしもお互いが整合的なものではないので注意が必要である。

(注5) 総合農協数は95年の2,457から05年の886にまで63.9%減少したが、12年には717と05年比19.1%減にとどまっている（農林水産省「総合農協統計表」）。

(注6) 一例として、西川（2010）55～57頁を参照。

(注7) 農林水産省「協同農業普及事業をめぐる情勢」（15年2月）3頁を参照。

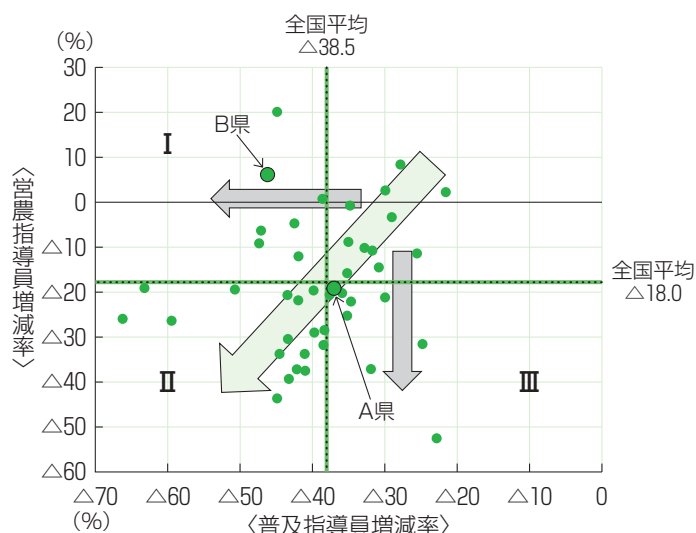
(注8) 藤谷（1989）78頁、野中（2003）を参照。本稿では、野中（2003）59～61頁を参考に、「地域農業再編機能」を「地域農業の生産構造と担い手構造を、ある方向に向かって再編する農協の機能」としておく。

（2）事例の位置づけ

本稿では2つの県の事例から課題に接近するが、ここでは量的な補完関係のあり方を手掛かりに、事例の位置づけをしておきたい。第2図は、95年から12年にかけて、横軸に普及指導員増減率を、縦軸に営農指導員増減率をとり、都道府県ごとにプロットしたものである。

この間、総体的には普及事業、営農指導

第2図 普及指導員増減率と営農指導員増減率の関係
(都道府県別)(1995-2012年)



資料 第1図に同じ

事業ともに縮小してきたので、平均的にはプロットは図の右上から左下に向かって移動してきたといえる。しかし、より仔細に観察すると、都道府県ごとの方向性とスピードは多様である。普及指導員増減率と営農指導員増減率の全国平均を軸に類型化すると、3つの異なる類型が見えてくる。

まず、普及指導員増減率は全国平均以下で営農指導員増減率は全国平均以上、つまり普及事業の縮小を営農指導事業がある程度補完していると思われる地域である（Ⅰ類型）。Ⅰ類型に含まれるのは、本稿で対象とするB県を含めて、北陸、東海地方に多い。そして、これら地域は全国的に見て担い手への農地集積が進んでいる、つまり構造変動が進展している地域と重なる。^(注9) 地域農業の再編方向が見通しやすく、営農指導事業の戦略が立てやすいことが、営農指導員数の維持につながっていると考えられる。^(注10)

続いて、普及指導員増減率、営農指導員増減率ともに全国平均を下回り、両者の縮小が並行して農業者支援体制が弱体化している地域である（Ⅱ類型）。Ⅱ類型の府県は、主に東北、東山、近畿地方に分布している。

そして、普及指導員増減率は全国平均以上、営農指導員増減率は全国平均以下、つまり営農指導事業の縮小が大きく、普及事業の負担が相対的に重くなっている地域である（Ⅲ類型）。Ⅲ類型には、本稿で対象とするA県を含めて、中四国から九州地方にかけての条件不利地域に位置する県、または農協への農業者の結集が伝統的に弱い県が多い。営農条件の不利性と農協系統の経

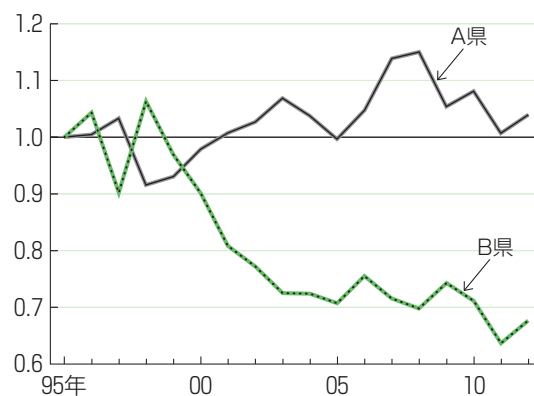
営基盤の脆弱さにより、営農指導事業が先行的に縮小してしまったと考えられる。^(注11)

第3図は、A県とB県について、全国平均と比べた時の減少スピードの速さを、普及指導員数と営農指導員数の相対比で示したものである。数値の算出方法については図の注に譲るが、1よりも大きければ営農指導事業の、小さければ普及事業の縮小スピードが速い。A県の場合は2000年代以降営農指導事業の、B県の場合は一貫して普及事業の縮小スピードが速いことが分かる。

（注9）構造変動の地域性については、細山（2008）を参考にした。

（注10）営農指導事業が充実していたので地域農業再編が円滑に進んだ可能性もあるが、本稿ではそこまでは論じる手段を持ち合わせていない。

第3図 全国平均と比べた普及指導員・営農指導員減少スピードの相対比



資料 第1図に同じ

（注）1 まず、全国平均と比べた減少スピードを算出した。手順は以下のとおり。

普及指導員数・営農指導員数について、95年を100とする指数を全国平均・A県・B県でそれぞれとる。例えば、12年のA県の普及指導員数について、全国平均61.5、A県63.0である。そして、全国平均との相対比をA県・B県について算出する。A県の場合、A県／全国平均＝63.0／61.5＝1.02、となる。同様の指数を営農指導員についてとると、A県／全国平均＝0.99、となる。

2 そのうえで、A県・B県について、普及指導員減少スピードと営農指導員減少スピードの相対比を算出した。1の例を使うと、A県普及指導員／A県営農指導員＝1.02／0.99＝1.04となる。12年時点で、全国平均と比べてA県では普及指導員の方が営農指導員よりも多く残存している。つまり営農指導員の方が減少スピードが速いということになる。

(注11) 数値上はⅠ類型には大阪が、Ⅲ類型には東京が含まれるが、いずれも都市化が進んだ都府であるので除外した。

1 A県の状況

(1) 全体的動向

a 普及事業

A県は中国地方に位置し、中山間地域が県土の大半を占めている県である。A県の普及事業の体制は、県庁農林水産部農業振興課を中心に、県内8農林事務所内の農業部が普及指導センターの役割を果たしている。農業部内には担い手支援課と産地振興課があり、前者が担い手の確保・育成を、後者が産地形成を担当している。また、農業総合技術センター内に技術指導室を設置し、専門技術員制度廃止後もその機能を温存している。技術指導室は、農業革新支援センターを兼ねている。「協同農業普及事業年次報告書」によると、95年から12年にかけて普及指導員数は235人から148人に減少した。

普及事業の重点課題は「中核経営体」の育成と、需要に対応した農産物の生産拡大である。前者の方は中山間地域を中心とした集落営農組織の法人化と新規就農者の確保が主であり、2018年にそれぞれ300法人(12年で183法人)、年間100人(120人、既に達成)^(注12)を達成するとしている。

現在、普及事業に最も求められていることはコーディネート機能であると、A県では考えている。特に集落営農組織の法人化

について、普及事業が率先して取り組んでいく必要があるとしている。なぜなら、市町村と農協の広域合併の進行によって、農政業務を担当する職員が著しく減少したため、現場と関係機関との間を調整しながら地域農業を再編していく役割を普及事業が果たさざるを得ないからである。

一方で、コーディネート業務が増えることに対する懸念も大きい。第1に、コーディネート業務への偏りは、特に若手職員を中心として、将来的にスペシャリスト機能の低下をもたらす可能性があることである。特にOJTに依存してきたこれまでの研修体系の下では、そのような懸念はより強まる。第2に、そのような状況が、普及指導員の業務に対するモチベーションを低下させかねないということである。

(注12) A県提供の資料による。

b 営農指導事業

A県において営農指導事業を統括しているのは、A県中央会である。「総合農協統計表」によると、A県では95年から12年にかけて、営農指導員数は235人から190人に減少した。しかし、08年以降は20人も増加しており、営農指導事業の再構築を進めている。

営農指導事業における最重点課題も、集落営農組織関係の業務である。しかし、営農指導事業は組織の設立・法人化に携わるのではなく、その後の運営・管理のサポートを担当したいとしている。普及指導員は人事異動があるので地域からいなくなるが、

農協は地域から離れられないのでアフターケアに携わる必要があるからである。

設立・法人化には至ったが、その後何をしたらいいか分からない集落営農組織は多い。県中央会は単協が対応できない部分をフォローする役割を果たし、具体的には決算研修会の開催、総会運営・社会保険・会計税務の手引きの発行を行っている。

県中央会では、営農担当職員の定義と役割分担の明確化を進めている。第1表によると、専門性の低い営農渉外・経済渉外、営農相談員から、集落営農組織対応に特化したJA担い手育成プランナー（営農指導員との兼務率71%）、最も専門性が高いとされる営農指導員まで分かれている。営農指導員については、全中の営農指導員資格の取得を目指すとともに、基礎研修（営農職員歴1～3年）、専門研修（同3～5年）、課題解決研修（同5～10年）と、指導歴に応じたきめ細かい研修体制で育成を図っていきたいとしている。ただし、第1表にある営農指導員の数は各単位農協の自己申告によるものをまとめただけであり、次のa農協の検討でも明らかになるように、必ずしも県中

央会が定める要件を満たしているわけではないと思われる。

(2) a農協の場合

a 概況

a農協はA県の北部に位置し、06年に2農協が合併して誕生した。第2表は、その概況を示したものである。13年現在、組合員数15,673人、販売高は44.1億円、うち6割が米で占められている。

a農協管内には、13年現在で認定農業者163人、農事組合法人39、特定農業団体17が担い手として存在する。農事組合法人と特定農業団体による集積面積は1,136haであり、管内水田面積3,596haの31.6%を占める。しかし、農事組合法人のうち24法人が、特定農業団体のうち12団体が20ha未満の組織である。また運営方式として、いわゆる「枝番方式」^(注13)を採用している組織が多く、地域農業の再編方向に関して見通しが立っているわけではない。

(注13)「枝番方式」とは、個々の構成員の経営を温存しつつ、経理の一元化という政策の要件を形式上満たすためにとられる集落営農組織の運営方式である。特定農業団体の場合、構成員の農

地は特定農作業受委託によっていったん組織に集積されるが、そのまま各構成員に再委託される。それに対応して、いったんは組織の口座を経由しつつも、必要な資材代金や生産物の販売額も個々の構成員単位で精算される。詳しくは、西川(2010) 67～69頁を参照。ただし、以上説明した純粋な「枝番方式」と、営農が一元化された組織との間には様々なバリエーションがある。

第1表 A県における営農担当職員の定義と役割

制度	人数	要件	業務内容
営農指導員	188	全国統一試験合格 指定研修会終了	農業の経営・技術の向上に関する専門的な指導
JA担い手育成 プランナー	114	単協組合長の推薦	集落営農法人の育成と運営支援
営農相談員	...		必要最低限の営農知識を身につけた職員
営農渉外・経済渉外	...		経済・購買等の営業担当

資料 A県中央会提供の資料より筆者作成

(注) 「人数」は、「営農指導員」は11年現在、「JA担い手育成プランナー」は12年現在。

第2表 a農協の概況

(単位 人, 万円, %)

	10年度	11	12	13
組合員数	15,737	15,930	15,828	15,673
正組合員	9,244	9,104	8,875	8,622
准組合員	6,493	6,826	6,953	7,051
職員数	318	315	318	317
うち営農指導員	23	22	21	21
受託販売高①	383,827	342,056	350,858	354,614
うち米②	197,765	165,923	176,288	184,695
買取販売高③	69,104	84,380	86,730	86,432
うち米④	65,537	80,068	82,468	80,874
販売高計(①+③)	452,931	426,436	437,588	441,046
うち米(②+④)	263,302	245,991	258,756	265,569
割合	58.1	57.7	59.1	60.2

資料 a農協総代会資料より筆者作成

b 営農指導体制と営農指導員の業務

a 農協で営農指導事業を担当しているのは、本店営農部営農指導課である。総代会資料では、営農指導員は21人となっているが、営農指導課で通常「営農指導員」と称し把握している営農指導員数は合計で34人である。そのうち営農指導課には6人が配置され、それぞれ、普通作、園芸、果樹、担い手、税務相談、選果場を担当している。営農指導課で作成された営農指導のひな形は、営農事務所（営農センターに相当）、及び支所（営農事務所未設置地区）に下ろされる。組合員との日常的な接触は営農事務所と支所で行われ、3営農事務所に17人、5支所に11人の営農指導員が配置されている。

営農指導員の業務は配置部署によって異なっており、営農指導課の営農指導員は、指導業務のみを行う。具体的には、企画立案、協議会関係、補助事業関係、部会対応、栽培暦の作成が挙げられる。一方で、営農事務所・支所の営農指導員は、資材注文の

取りまとめから、技術指導、集荷対応までを行う。営農事務所・支所レベルでは、必ずしも一般の営農担当職員と区別して、「営農指導員」を定義しているわけではないと思われる。

営農指導員の育成はOJTが基本になっているが、5年異動ルールによって困難となりつつある。^(注14) OJTの不足部分は県中央会の講習会への参加によって補おうとしているが、業務多忙のため参加が難しいとのことである。全中の営農指導員資格も、取得できた者はまだ3人にとどまっている。

(注14) 5年異動ルールとは、同一職員が同じ部署に長く所属すると不正の温床になりやすいという、信用事業の考え方によって取り決められ、県中央会が単協に指導しているものである。後述するB県では、6年異動ルールとされているように、都道府県によって期間は異なるようである。そのようなルールが営農指導事業にも一律で適用されているために、OJTによる営農指導員の育成が困難になっていると考えられている。

c 営農指導事業の重点課題

営農指導事業の最重点課題は、集落営農組織関連である。特に、集落営農組織の法人化を、普及事業・市町・農協の共同作業で進めていくとし、14年度も2組織が法人化する予定である。しかし、法人化に前のめりとなっている普及事業とは異なり、営農指導担当者は必ずしも法人化によって地域農業が抱える課題を解決できるとは考えていない。法人化すること自体は、枝番方式をそのまま維持すればいいので難しいことではないが、特に高齢化した組織を中心に、「今さら法人化して何になるのか」という雰囲気が強い。法人化のメリットは、経

営所得安定対策の対象として市町が認知するくらいではないかとしている。

(3) 小括

A県においては、営農指導事業の先行的な縮小を1つの背景としつつ、普及事業がコーディネート機能の発揮として、政策対応業務である集落営農組織化を強力に推進している。しかし、コーディネート業務に重きを置いた普及事業のあり方は、普及内部からスペシャリスト機能の喪失を懸念する声を生んでいる。普及事業の縮小が今後続くと予想されるなかで、そのような懸念はますます強くなっていくと思われる。コーディネート業務の負担軽減は、普及事業にとって喫緊の課題である。

一方で、営農指導事業による集落営農組織化への関与は、設立・法人化後の組織運営・管理に限定されており、どちらかというところ普及事業のスペシャリスト機能を一部代替するものであるように思われる。このような両者のすれ違いは、地域農業の再編方向について、普及事業と営農指導事業との間で必ずしも一致した見解が無いことによるものといえる。一方で、営農指導員が担当している実際の業務は、従来から行ってきたレベルにとどまっているのが現状である。

2 B県の状況

(1) 全体的動向

a 普及事業

B県は北陸地方に位置し、県中部・南部は平地農業地帯が、北部は中山間地域が広がる。B県における普及事業の体制は、県庁農林水産部生産流通課を中心に、5農林総合事務所と4農林事務所（支所）が普及指導センターの役割を果たしている。また、農林総合研究センター内に設置されている中央普及支援センターは、県域の技術課題へ対応し、また農業革新支援センターを兼ねている。「協同農業普及事業年次報告書」によると、95年から12年にかけて、普及指導員数は145人から78人に減少した。

普及事業担当者によると、B県においては担い手への農地集積は限界に達しているとの認識されている。県の調査では、14年において担い手（認定農業者＋特定農業団体以上の集落営農組織）への農地集積率は56%に達し、特に県中部・南部の平地農業地帯では70%前後にもなる。既存の担い手については、今後は経営多角化等の取り組みが重要になってくるとしている。一方で、普及事業の重点課題として挙げられているのは、新規就農者の確保、そして担い手不足が深刻な地域における企業参入の促進であり、既存の農業構造をどう再編していくかということよりは、担い手の裾野を広げることを目的としている。

B県では、普及事業と営農指導事業の役

割分担を明確に意識している。技術指導においては、普及事業が高度な技術指導を、営農指導事業は一般化した技術を指導するとしている。また、普及事業は担い手を中心に指導するのに対して、営農指導事業は非担い手も含めた指導を行うとしている。普及指導員による営農指導員への研修実施は、両者の主要な連携の場として位置づけられている。^(注15)

(注15) 以上のような考え方は、B県に特徴的なものではない。一例として、北海道を事例とした、檜田(2006)29頁を参照。ちなみに、北海道は95年から12年にかけての営農指導員減少率は10.1%にとどまる。営農指導事業が維持されている地域では、そのような「従来型」の考え方をする普及事業担当者は多いのではないだろうか。

b 営農指導事業

B県において営農指導事業を統括しているのは、B県中央会である。「総合農協統計表」によると、95年から12年にかけて、B県における営農指導員数は163人から173人に増加した。

県中央会では、営農指導事業の最重点課題は、部会対応、技術指導等、組合員の農業経営のサポートである。そのためにも営農指導員の知識・技術レベルを底上げすることが必要であると考えており、現状の農協職員の6年異動ルールの見直しが必要としている。

営農指導事業のレベルアップの一環として、B県ではTAC設置を推進しており、既に12農協で100人程度を任命している。全中の営農指導員資格取得も推進しており、13年現在県下で登録されている営農指導員

166人はその大半が有資格者である。資格取得のための研修カリキュラムは、県中央会が中心となって作成している。なお、今後は営農指導員が担い手の経営指導まで行う必要があるとの考えから、経営管理支援を中心とした農業経営指導者の育成を進めている。

なお、営農指導担当者によると、普及事業と営農指導事業の間の連携は、各種会議、人・農地プランの作成の場等において十分にとれているとのことである。

c 普及事業と営農指導事業の連携による コーディネート機能の発揮

B県の普及事業においては、先述の新規就農者対策のような、新たな担い手の確保をコーディネート機能の発揮と考えている。しかし、B県においてこのような対策は、普及事業と営農指導事業の連携の下で行われている。

B県では、新規就農・企業参入対策をワンストップ・ワンフロア化している。09年に設立された財団法人では、県・市町・農協からの^{しゅつえん}出捐と出向によって運営されている。B県農政の重点課題について、関係機関を糾合してスピーディーに対策を展開しようという狙いからである。県職員を中心に、普及部門からも10人程度が出向し、従来普及事業が担っていた新規就農対策を代替している。また、B県中央会からも職員が出向している。

(2) b 農協の場合

a 概況

b 農協は、B 県中部の平地農業地帯に位置する。合併は1972年が最後であり、90年代以降の広域合併には巻き込まれていない。第3表は、その概況を示したものである。13年現在、組合員数5,493人、販売高は24.6億円、うち7割が米で占められている。販売高の年度ごとの変動は、ほぼ米の受託販売高の変化で説明できる。総代会資料では、営農指導員は16人となっているが、これは後述する営農課配属職員の人数を表したものである。

b 農協の管内には、11年現在で認定農業者が114人、うち農業生産法人は31である。管内農地面積2,829haのうち、利用権設定面積は1,656haと58.5%に達している。^(注16) b 農協はこれまで、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業を通じて、担い手への農地集積に積極的に取り組んできた。また、大規模経営64戸（管内農地の約6割を集積）で稲作経営部会を設置し、大規模経営間の連絡調整を行っている。

14年産米集荷量は約8,700トン、b 農協の見積もりでは集荷率は約80%に達する。同じく資材取扱率は、種子100%、肥料90%、農薬70%、農業機械90%と高く、営農経済事業の基盤は堅固である。

(注16) b 農協提供の資料による。

b 営農指導体制と営農指導員の業務

b 農協で営農指導事業を担当しているのは、本店営農部営農課である。営農指導員は営農課に集中し、9人が配属されている。年齢分布は、20歳代3人、30歳代2人、40歳代4人と、若手の営農指導員が多い。なお、全員が全中の営農指導員資格を持つ。

営農指導員は、資材注文から技術指導、集荷までの業務を行う。TACを兼務している者もいる。また同じく兼務ではあるが、後述するように農協として重視する経営指導の担当者が2人いる。補助金等の申請代行は、営農指導員以外の営農課職員が行っているため、本来的業務に支障はでない。

営農指導員の育成は、OJTと県中央会の研修を併用している。人事異動への対応は、営農指導員は営農部内での異動で済ませるようにしている。6年異動ルールの機械的な適用は行っていない。経営指導は農業者の財布の中を見ることになるので、頻繁な異動は信頼関係の構築に支障を来すからである。

c 営農指導事業の重点課題と普及事業との連携

b 農協では、担い手からのニーズが大き

第3表 b 農協の概況

(単位 人、万円、%)

	10年度	11	12	13
組合員数	5,298	5,337	5,455	5,493
正組合員	2,947	2,919	2,907	2,891
准組合員	2,351	2,418	2,548	2,602
職員数	182	181	182	176
うち営農指導員	18	18	16	16
受託販売高	228,755	264,064	296,356	246,531
うち米	150,842	193,353	229,388	174,690
割合	65.9	73.2	77.4	70.9

資料 b 農協総代会資料より筆者作成

い経営指導を重点化していきたいとのことである。現在は記帳代行と決算書の作成支援にとどまっているが、徐々にデータと経験を蓄積し、将来的には経営分析・提案を行いたいとしている。経営分析・提案に当っては、特にキャッシュフローに注目したものが歓迎されるのではないかと考えている。先の稲作経営部会でも、農協による経営指導の充実を求める声が多いそうである。なお、経営指導能力の育成は、県中央会の経営指導者研修と決算書作成によるOJTによって図るとしている。

b 農協は、普及事業との連携も密にとっている。本店から車で5分の所に農林総合事務所があり、連携がとりやすい。毎週1回、営農課で行う定例会に普及指導員が出席し、情報交換している。また、技術的な面での専門性が高い普及指導員が、営農指導員の研修を受け持つことも多い。

(3) 小括

B県においては、営農指導事業と普及事業の役割分担が明確になっていた。営農現場のレベルでは、営農指導事業が一般的な技術の普及と経営指導を担当する一方で、普及事業は高度な技術の普及と営農指導員の研修を担当していた。また、新規就農者の確保・育成のような県域での課題に対しては、普及事業と営農指導事業が1つの組織の中で連携しながら推進していた。担い手への農地集積をかなりの程度まで進め、地域農業の再編という課題が存在しないことも背景としつつ、両者が密な連携をとる

ことで農業者支援体制の縮小に対応できた。

そのような状況のなかで、営農指導事業は経営指導の強化に今後の照準を合わせていた。普及事業のスペシャリスト機能を一部代替していく方向である。担い手への農地集積が完了する一方で、米価下落によって彼らの経営の厳しさが増すなかでは、経営指導へのニーズが高まっているからである。営農指導員資格取得率の高さと経営指導者研修への積極的な参加も、そのような背景から捉えることができる。

おわりに

本稿では、2県の事例を中心に、営農指導事業と普及事業の動向と連携状況について検討してきた。営農指導事業の縮小がより進んだA県では、普及事業のコーディネート機能の膨張によってスペシャリスト機能の維持が危ぶまれる状況になった。ただし、地域農業再編の方向性について、必ずしも営農指導事業と普及事業との間で一致した認識はなく、コーディネート機能の発揮に関して有効な連携がとれているとは言えなかった。一方でB県の場合は、地域農業の再編がほぼ完了した下で、営農指導事業の維持が普及事業の縮小をカバーし、営農現場レベル、県域課題レベルでの連携を可能にしていた。また、両者の役割分担は明確化されつつも、営農指導事業は経営指導に今後の活路を見いだし、営農指導員的能力向上に力が注がれていた。それは、営農指導事業が普及事業のスペシャリスト機

能を代替していく方向と考えられる。

最後に、本稿で取り上げた事例からの限りではあるが、今後の営農指導事業と普及事業の連携の方向性について述べておこう。まず、営農指導事業の縮小が進んで普及事業への負担が大きくなっている地域については、本来であるなら営農指導員の増員が期待されるところだが、それが難しい場合は限られた人的資源を、普及事業のコーディネート業務の補完・代替に重点化すべきであろう。地域農業の再編方向がまだ見えていない場合が多いこれら地域では、コーディネート機能（≡地域農業再編機能）の発揮こそ、地域農業が最も求めているものである。その際に、営農指導事業は普及事業と地域農業の再編の方向性についてすり合わせを行う必要があるとともに、将来的には普及事業のコーディネート機能を完全に代替することを視野に入れる必要がある。その方が、普及事業におけるスペシャリスト機能の維持という観点からも、また農協事業の経営基盤の強化という観点からも望ましいであろう。^(注17)

続いて、現時点で営農指導事業が維持され、普及事業を補完・代替している地域では、地域農業の再編がある程度完了している地域が多いということも背景に、普及事業が持つスペシャリスト機能を一部代替していくことが求められると言えよう。その際に、技術的な専門性については、試験研

究機関を擁する普及事業の方に優位性がある^(注18)ので、営農指導事業は担い手の経営指導に重点を置くべきである。農協の事業利用を通じて、担い手の経営情報を入手することができる点に、営農指導事業が持つ優位性が存在するからである。

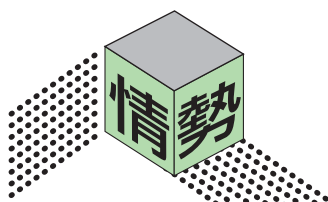
(注17) コーディネート機能の膨張は、政策対応業務の増大による普及事業の「農政課題の下請け化」(佐藤(2014) 14頁)を原因としている。普及指導員の持つ高度な専門性を最大限生かすためには、営農指導事業が政策対応という側面を超えて地域農業再編機能を発揮する方向が望ましいであろう。

(注18) 試験研究機関も含めて体制が縮小していくなかで、筆者は普及事業にとって、今後は地方国立大学農学部との連携が重要になってくると考えている。

<参考文献>

- ・ 樫田千代司(2006)「地域の営農指導強化に向けた関係機関研修のあり方」『北海道農業普及研究』第21号(29～33頁)
- ・ 佐藤了(2014)「普及事業の質を向上させるための諸方策」『農業と経済』12月号(12～19頁)
- ・ 西川邦夫(2010)『品目横断的経営安定対策と集落営農——「政策対応的」集落営農の実態と課題——』(日本の農業245)農政調査委員会
- ・ 野中章久(2003)『農協の地域農業再編機能——地域農業における新しい農協の役割——』(総合農業研究叢書 第48号)農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター
- ・ 藤谷築次(1989)「営農指導」, 大内力・梶井功編『農協四十年——期待と現実——』(日本農業年報第36集)御茶の水書房(71～87頁)
- ・ 淵野雄二郎(2007)「協同農業普及事業」, 日本農業経営学会・農業経営学術用語辞典編纂委員会編『農業経営学術用語辞典』農林統計協会(47頁)
- ・ 細山隆夫(2008)「農地利用の変化と担い手の実態」, 小田切徳美編『日本の農業——2005年農業センサス分析——』農林統計協会(87～134頁)

(にしかわ くにお)



地方自治体からみた農協の役割

——「地域における農協の役割に関する自治体調査」から——

専任研究員 平田郁人

はじめに

わが国の人口減少がいよいよ大きな社会問題となり、「限界集落」や「地方消滅」という言葉を耳にするようになった。政府は2014年12月に地方創生にかかる「長期ビジョン」と「総合戦略」を閣議決定し、地方自治体においても15年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することになった。今回紹介する「地域における農協の役割に関する自治体調査」（以下「本調査」という）は、このような状況において、地方自治体における農協の役割についての認識を調査したものである。

地方自治体は地域の農業振興等を図るうえで農協と密接な関係にあり、農協の組織や運営についても詳しい。このため、地方自治体を対象とした本調査は、農協がこれから自己改革を実践していくうえで、ひとつの参考になるものと考ええる。

1 調査方法

本調査は、(株)日本アプライドリサーチ研究所が実施したものである。調査期間は14年10～11月であり、全国の地方自治体

第1表 回答を得た自治体の内訳・回収率

(単位 自治体, %)

	回答数	割合	回収率
都道府県	40	4.4	85.1
政令指定都市・特別区	35	3.9	81.4
その他の市	411	45.5	53.4
町村	418	46.2	45.0
合 計	904	100.0	50.6

1,788(都道府県および市町村)を対象にアンケート方式により実施し、904の自治体から回答を得た(第1表)。

調査内容は、農協が行っている農業振興や地域振興にかかる30の調査項目(第2表)について、「農協が担っている役割・取り組み」「農協がなくなると自治体が非常に困る役割・取り組み」等を調査したものである。加えて、自治体の政策全体における農業振興と過疎対策の優先度や、今後の農協の方向性への期待等についても調査した。

2 調査結果の概要

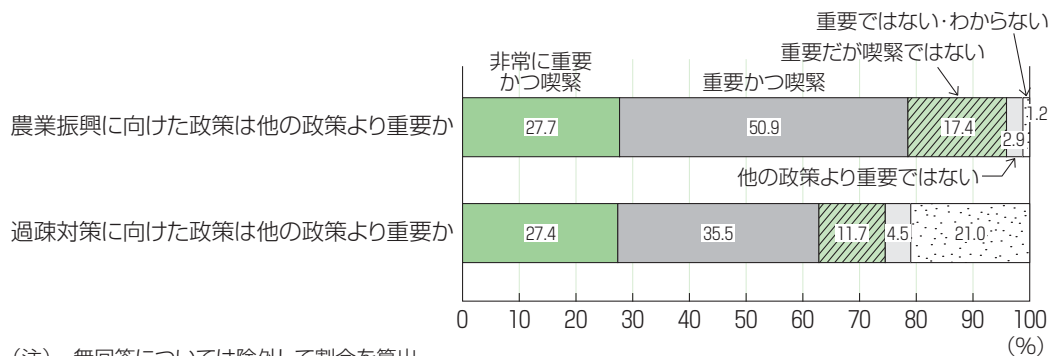
(1) 自治体における農業政策と過疎対策の位置付け

自治体の政策の優先度を質問したところ、農業振興は「非常に重要かつ喫緊」が3割弱、「重要かつ喫緊」が5割の回答であった。過疎対策についても、「非常に重要か

第2表 地域における農協の役割に関する自治体調査

		調査項目
農業振興	担い手対策	・新規就農者の育成・支援 ・担い手経営体の法人化や経営効率化・新規参入法人への支援 ・女性農業者の育成・支援
	農業生産	・耕作放棄地の解消・発生抑止 ・農協出資による農業法人設立 ・農業技術の普及指導・情報提供 ・農業共同利用施設の設置・運営 ・安心・安全な農畜産物の生産 ・農畜産物の高付加価値化・地域ブランド化 ・需要に応じた生産量の確保・産地の競争力強化 ・低廉な農業資材の供給
	農産物販売	・安定的な販路の複数確保 ・有利販売先等、新たな販路の開拓 ・地産・地消の取組企画実践支援 ・6次産業化や農商工連携・輸出促進による地場農産物の競争力強化
	その他の農業支援	・自治体の農業政策への協力(人・農地プラン、米生産調整等) ・地域の住民への食農教育・生涯学習の場の提供 ・担い手のニーズにあった農業金融サービスの提供 ・都市住民との交流(グリーンツーリズム等)機会の提供
地域振興	社会への参画	・自治体の地域振興策への協力(特に農山漁村) ・地域における雇用機会の創出(農協への新規・中途採用、担い手支援事業による雇用創出) ・農業体験を通じた高齢者・障がい者の社会とのつながりの場の提供
	環境	・緑地保全・緑化推進・美しい景観の維持創造(例:里山の保全) ・再生可能エネルギーの取組推進 ・環境保全型農業の推進
	生活インフラ	・自治体が行う防災・減災・防犯活動への協力 ・地域住民への医療・福祉介護サービスの提供 ・地域住民への生活サービス(スーパーや給油所等)の提供 ・地域住民への金融機能(含むATM)の提供 ・特に過疎・中山間地域での生活・金融サービスの維持

第1図 自治体における農業振興・過疎対策に向けた政策の優先度



「非常に重要かつ喫緊」が3割弱,「重要かつ喫緊」が4割弱と、いずれも高水準であった(第1図)。特に町村において、農業振興、過疎対策とも位置づけが高い傾向がみられた。

また、第3表にみるとおり「特に重要だ

と考える自治体自身の役割・取組み」については、「新規就農者の育成・支援」「耕作放棄地の解消・発生抑止」「農畜産物の高付加価値化・地域ブランド化」等の項目が高い水準であった。

第3表 「特に重要だと考える自治体自身の役割・取組み」のうち回答が6割を超えたもの
(複数回答)

(単位 %)		
	役割・取組み	回答した自治体の割合
農業振興	担い手対策 新規就農者の育成・支援	88.8
	農業生産 耕作放棄地の解消・発生抑制	79.0
		70.4
	農産物販売 6次産業化や農商工連携・輸出促進による地場農産物の競争力強化	64.4
		63.7
	その他の農業支援 自治体の農業政策への協力(人・農地プラン、米生産調整等)	64.0

(注) 1 無回答については除外して割合を算出。
2 地域振興の項目は全て1～5割で6割を超える項目はなかった。

(2) 農業振興における農協の役割

「農協が現在地域で担っている役割についてなくなると非常に困る」と回答された役割・取組みについては、総じて農業振興の分野で高い割合となった。特に「農業技術の普及指導・情報提供」「安定的な販路の複数確保」「安心・安全な農畜産物の生産」「自治体の農業政策への協力(人・農地プラン、米生産調整等)」「担い手のニーズにあった農業金融サービスの提供」は、都道府県および市町村とも7割を超えた(第4表)。

個別に寄せられた回答は以下のとおり。

「農協の農家への指導支援体制が無くなると、農家個々の判断による生産になり、品質のばらつきや生産量の低下が懸念される。このことは地域の農産物全体の評価の低下に繋がるものと考えられる」

「農協の他に農作物の販売を集約して行う業者が見当たらないため、当市内の農作

第4表 「農協が現在地域で担っている役割についてなくなると非常に困る」と回答された上位の役割・取組み(複数回答)

(単位 %)			
	役割・取組み	市町村	都道府県
農業振興	農業技術の普及指導・情報提供	83.1	80.6
	安定的な販路の複数確保	79.2	71.4
	安心・安全な農畜産物の生産	75.1	80.6
	新規就農者の育成・支援	73.5	66.7
	自治体の農業政策への協力(人・農地プラン、米生産調整等)	72.0	80.0
	担い手のニーズにあった農業金融サービスの提供	71.3	73.5
地域振興	特に過疎・中山間地域での生活・金融サービスの維持	69.5	60.0
	地域における雇用機会の創出(農協への新規・中途採用、担い手支援事業による雇用創出)	59.2	45.2
	自治体の地域振興策への協力(特に農山漁村)	56.0	59.3
	地域住民への金融機能(含むATM)の提供	52.6	38.2
	地域住民への生活サービス(スーパーや給油所等)の提供	47.0	40.0

(注) 1 無回答については除外して割合を算出。
2 市町村には、特別区も含む。

物販売全体が滞る可能性がある」

「農協がなくなると、きめ細やかな営農指導ができなくなり、新規就農者に対する栽培技術の指導やブランド化が困難となり、地域農業の衰退を招く恐れがある」

(3) 地域振興における農協の役割

地域振興についても、生活インフラの分野を中心に、多くの自治体が「なくなると非常に困る」と回答している。なかでも、「特に過疎・中山間地域での生活・金融サービスの維持」「地域における雇用機会の創出(農協への新規・中途採用、担い手支援事業による雇用創出)」「自治体の地域振興策への協力(特に農山漁村)」「地域住民への金融機能(含むATM)の提供」の各項目で、

市町村から5割を超える回答を得ており、地域振興における農協の果たす役割・取組みの必要性を示す結果となった（同第4表）。

また、生活インフラのうち「地域住民への生活サービス（スーパーや給油所等）の提供」「地域住民への金融機能（含むATM）の提供」「特に過疎・中山間地域での生活・金融サービスの維持」（以下「生活・金融サービスの提供機能」という）については、市町村が自身の役割と認識している割合（1割強～2割）よりも、「農協がないと困る」との回答の方が上回っており、地域経済において農協が主体的な役割を果たしていることがわかる。

個別に寄せられた回答は以下のとおり。

「農協がなくなると、過疎地、中山間地域を中心に生活インフラの担い手が失われ、地域生活が困難となることが危惧される」

「生活面では、食料品、日用品を扱うAコープ、ガソリンスタンドなどの農協の事業は特に冬期の高齢者等のセーフティーネット

になっている。農協の機能が失われると地域の衰退に拍車がかかることが想定される」

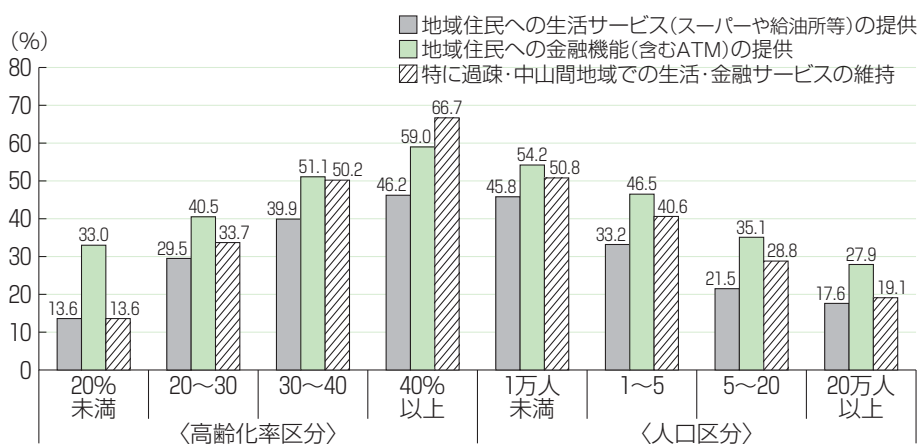
「民間企業の参入が乏しい中山間地域での農協の位置づけは、食料調達や金融機関として住民の生活スタイルに密着しており必要不可欠である」

「農協が行う各種事業は、ライフライン維持の機能を果たすとともに、地域の雇用を支えている。地域に農協がなくなると急速に過疎化が進み地域が崩壊する恐れがある」

3 農協の役割と高齢化率等との関係

「農協が役割を果たさないと自治体が非常に困る役割・取組み」において、高齢化^(注)率や人口規模別に市町村を区分すると、高齢化率が高い市町村ほど、また人口が少ない市町村ほど、農協が生活・金融サービスの提供機能の役割を「果たさないと非常に困る」とする回答率が高かった（第2図）。

第2図 生活・金融サービスの提供機能について「農協が役割を果たさないと自治体が非常に困る」と答えた市町村（高齢化率・人口区分別）



(注) 1 無回答については除外して割合を算出。
2 市町村には、特別区も含む。

第5表 回答した市町村別の高齢化率

	(単位 %)			
	20%未満	20～30	30～40	40%以上
政令指定都市・特別区	15.9	3.9	-	-
その他の市	54.2	59.2	29.4	11.9
町村	29.9	36.9	70.6	88.1

(注) 都道府県は除く。

高齢化率40%以上の市町村では、高齢化率20%未満の市町村と比べると、「果たさないと非常に困る」と回答した割合が3割弱～5割強も高くなっていた。なお、高齢化率は政令指定都市・特別区で最も低く、町村が最も高くなっている（第5表）。

(注) 65歳以上の高齢者人口（老年人口）の総人口に占める割合。

4 農協への期待

本調査では、「今後の農協はどのように変化すべきか」について、自由記入を求めている。この質問に対しては、現在の運営方針を肯定する意見も多かったが、組織と業務運営の見直しを期待する意見もみられた。

(1) 営農指導、経済事業部門の取組強化

業務運営の見直しを期待する意見のなかで、「農業者のために営農指導や経済事業への注力」について言及したものが多かった。具体的には以下のとおり。

「農協はもっと低価格で農業資材を農家に供給すべき。農協は農家に寄り添い、営農指導に力を入れてもらいたい」

「農協は農業者の所得向上に向けた取組みを強化していくことが重要と考える」

「農業者がいなくなれば農協の存在意義が問われることを考えると、もっと農家を守ることに特化した組織を目指した方が良いと考える」

「農協は農業者によって組織された協同組合であり、農業と向き合い農業者が求めるサービスを提供できるように改めて考える必要がある」

「農協は収益の多くを占める金融・共済部門に重点を置いた運営ではなく、営農指導や農産物の高付加価値化に向けた本来の取組みに重点を置くべき」

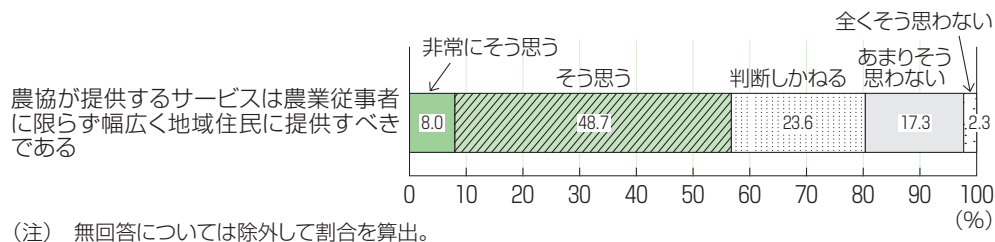
なお、強化して欲しい営農指導、経済事業部門の具体的な取組みとして、「農業技術の指導・情報提供」「安定的販路の確保や新たな販路拡大」が、見直しを期待する具体的な取組みに言及した自治体の約4割であげられている。

(2) 生活インフラ機能の担い手としての役割への期待

その一方で、「農業者のための『公益性』と地域住民のための『公共性』を同時追求する事業を展開してほしい」「地域住民に対する多種多様なサービスの提供を継続してほしい」など、生活・金融サービスの提供機能等の地域の生活インフラ機能の担い手としての役割を期待する意見も多くみられた。

また、「農協が提供するサービスは農業従事者に限らず幅広く地域住民に提供すべきである」との質問に対し、6割近い自治体が「非常にそう思う」「そう思う」と回答しており、農協が農業従事者に限らず広

第3図 農協が提供する地域住民へのサービスについて



く地域住民へのサービス提供を行うことの必要性を認めている（第3図）。

おわりに

本調査では、農業振興に関する農協の役割・取組みに対し地方自治体の期待が高いことがわかった。同時に、地域経済・社会の維持のために農協が果たしている生活・金融サービス提供機能の必要性を認めた回答も高い割合であった。

地域的には、高齢化率が高い農村部では、農協以外に生活インフラを提供する企業等が少ないため、生活・金融サービス機能等の必要性が高い。農協の役割・取組みに対

する地方自治体の認識は、農村部と都市部では、地域が抱える問題を反映して多少異なっているが、今後のわが国の人口構成を考慮すると、農協の地域振興にかかる役割は一層増していくと考えられる。

本調査は地方自治体を対象に行われたものであるが、言うまでもなく農協はその地域の組合員の総意に基づき運営されている協同組合である。地域の農業振興やコミュニティ維持において農協が、それぞれの地域の組合員・利用者に寄り添い、組合員の目線に立って時代の変化に柔軟かつ適切に対応していくことが必要であろう。

（ひらた いくひと）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(56)
9. 金融機関別預貯金残高	(57)
10. 金融機関別貸出金残高	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7746

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708
2012. 1	42,245,041	5,165,517	20,168,893	3,956,935	41,574,741	14,435,029	7,612,746	67,579,451
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362
2014. 8	51,045,710	3,853,777	28,249,138	9,975,475	50,697,759	17,183,715	5,291,676	83,148,625
9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055
10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
12	52,197,490	3,690,975	33,227,692	6,368,725	56,659,742	19,250,488	6,837,202	89,116,157
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	45,035,409	-	549,042	333	149,624	-	45,734,408
水 産 団 体	1,494,189	190	79,752	2	10,683	-	1,584,815
森 林 団 体	1,455	-	6,071	16	106	-	7,648
そ の 他 会 員	2,255	-	5,684	18	-	-	7,957
会 員 計	46,533,308	190	640,549	368	160,413	-	47,334,828
会 員 以 外 の 者 計	323,160	52,166	390,131	69,834	4,312,547	22,726	5,170,564
合 計	46,856,468	52,356	1,030,680	70,202	4,472,960	22,726	52,505,392

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 276,710百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系					
統					
団					
体					
等					
農 業 団 体	51,629	84,666	119,573	-	255,869
開 拓 団 体	46	13	-	-	59
水 産 団 体	6,152	5,820	8,529	-	20,501
森 林 団 体	1,982	5,364	2,153	25	9,524
そ の 他 会 員	163	723	20	-	906
会 員 小 計	59,971	96,586	130,275	25	286,858
その他系統団体等小計	63,353	19,717	45,687	-	128,757
計	123,324	116,303	175,962	25	415,615
関 連 産 業	2,506,057	62,600	974,301	3,205	3,546,163
そ の 他	15,172,766	5,572	134,248	-	15,312,586
合 計	17,802,147	184,475	1,284,511	3,230	19,274,364

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2014. 8	5,262,526	45,783,184	51,045,710	-	3,853,777
9	5,010,878	46,154,575	51,165,453	55,000	3,811,636
10	4,733,058	46,238,905	50,971,963	-	3,769,455
11	4,955,018	46,510,976	51,465,994	8,100	3,727,381
12	5,327,683	46,869,807	52,197,490	-	3,690,975
2015. 1	5,630,940	46,874,451	52,505,391	-	3,648,885
2014. 1	5,883,278	42,965,357	48,848,635	-	4,126,079

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2014. 8	63,532	9,911,942	50,697,759	13,421,221	7,635	-	170,705
9	70,610	8,284,508	54,344,875	13,342,793	54	-	176,181
10	47,291	9,591,105	52,056,373	13,163,337	1,076	-	181,953
11	50,095	6,048,853	55,442,838	13,133,478	64	-	182,245
12	48,110	6,320,615	56,659,742	13,133,478	52	-	187,796
2015. 1	40,699	5,994,114	55,907,620	13,454,136	1,123	-	184,474
2014. 1	54,770	5,908,995	50,289,756	13,506,053	6,073	-	168,947

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2014. 8	57,907,891	56,483,228	1,084,963	898,044	1,787,228
9	57,429,492	56,273,962	1,021,791	898,044	1,787,228
10	57,643,508	56,380,866	1,154,425	898,044	1,787,228
11	57,821,189	56,510,358	1,177,511	898,044	1,787,228
12	58,706,432	57,165,186	1,073,218	898,044	1,787,228
2015. 1	58,231,584	57,045,264	1,144,613	898,044	1,787,228
2014. 1	55,924,836	54,590,284	1,066,343	947,178	1,745,130

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2014. 7	28,908,469	64,265,978	93,174,447	539,177	362,737
8	29,291,362	64,363,121	93,654,483	523,136	347,156
9	29,103,820	63,984,438	93,088,258	523,599	347,269
10	29,768,420	63,633,741	93,402,161	536,380	358,667
11	29,646,957	63,996,464	93,643,421	513,489	334,995
12	29,964,425	64,674,608	94,639,033	491,248	319,574
2013. 12	29,234,187	63,362,206	92,596,393	507,850	336,664

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
698,372	4,097,697	3,425,909	20,027,160	83,148,625
676,000	3,598,003	3,425,909	24,980,054	87,712,055
692,932	3,721,669	3,425,909	21,549,436	84,131,364
707,819	3,536,156	3,425,909	24,041,850	86,913,209
475,000	4,342,037	3,425,909	24,984,746	89,116,157
655,000	3,539,582	3,425,909	23,439,818	87,214,585
677,057	4,382,346	3,425,909	16,875,336	78,335,362

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,757,960	1,251,389	3,660	17,183,715	723,044	4,560,998	83,148,625
16,699,033	1,305,220	2,888	18,183,325	545,595	6,283,088	87,712,055
15,694,343	1,273,959	2,809	17,153,066	562,505	4,719,948	84,131,364
16,806,034	1,328,677	3,194	18,320,152	1,076,931	5,974,276	86,913,209
17,727,284	1,331,974	3,432	19,250,488	469,499	6,367,651	89,116,157
17,802,146	1,284,511	3,230	19,274,363	1,042,220	4,954,446	87,214,585
14,803,541	1,346,714	3,284	16,322,488	665,197	5,088,083	78,335,362

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
56,737	36,588,608	36,517,010	20,000	504,070	17,043,335	6,731,057	1,539,547
55,704	36,494,899	36,407,237	5,000	503,350	16,894,546	6,728,483	1,584,546
53,923	36,536,946	36,461,875	13,000	510,861	16,878,983	6,825,070	1,553,856
59,387	36,775,000	36,704,692	35,000	508,541	16,967,704	6,780,240	1,548,538
88,710	37,498,161	37,426,505	21,000	514,297	17,045,284	6,853,149	1,588,231
62,724	36,919,539	36,867,527	7,000	502,597	17,372,261	6,800,229	1,559,667
60,299	34,543,398	34,468,077	16,000	430,869	17,585,015	6,843,221	1,562,705

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方								報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金		
428,588	66,689,809	66,423,232	4,357,707	* 1,727,309	22,899,759	196,441	702	
409,987	67,143,374	66,887,508	4,338,468	* 1,717,633	22,875,113	197,084	697	
398,353	66,755,985	66,507,929	4,326,642	* 1,724,860	22,764,503	197,649	697	
386,942	67,084,006	66,858,662	4,278,731	* 1,688,433	22,745,459	198,097	697	
404,070	67,300,096	67,068,962	4,249,933	* 1,682,701	22,736,407	197,378	697	
474,169	68,335,451	68,110,812	4,232,749	1,682,324	22,604,210	186,531	697	
475,146	65,649,664	65,367,898	4,575,325	1,774,430	22,958,705	195,536	706	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2014. 10	2,273,417	1,596,733	9,025	55,890	15,558	1,662,973	1,641,226	105,399	538,308
11	2,271,195	1,591,914	9,025	55,891	16,492	1,667,635	1,643,584	104,741	533,810
12	2,259,254	1,593,126	9,024	55,987	15,677	1,663,339	1,638,807	103,591	527,144
2015. 1	2,251,958	1,590,550	9,024	55,984	16,685	1,663,889	1,642,827	102,484	519,027
2014. 1	2,182,505	1,522,640	9,532	55,796	14,910	1,563,886	1,542,060	113,184	534,470

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2014. 8	806,385	451,332	112,440	85,306	114,896	6,180	777,644	767,888	400	195,168	11,055	118
9	818,483	454,937	112,706	85,779	114,310	7,085	797,642	788,480	400	191,617	11,046	115
10	851,702	479,351	111,547	83,942	114,152	6,376	835,163	826,247	400	191,445	10,763	113
11	838,895	461,666	105,159	79,344	113,868	6,510	827,939	818,723	400	185,471	9,726	110
2013. 11	907,902	522,878	121,703	92,806	119,154	7,169	881,253	868,914	1,139	208,550	12,212	131

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
	2014. 1	920,080	559,248	2,856,167	2,298,510	607,835	1,278,479	187,253
	2	920,856	559,936	2,855,414	2,304,572	609,892	1,283,705	187,510
	3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716
	4	918,711	560,974	2,924,575	2,361,429	616,587	1,295,628	188,544
	5	918,818	560,818	2,918,207	2,354,625	616,951	1,291,995	188,112
	6	932,244	573,164	2,923,780	2,367,835	623,995	1,306,075	190,336
	7	931,744	574,747	2,875,011	2,338,863	620,584	1,301,946	189,717
	8	936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	190,704
	9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171
	11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170
	12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152
	2015. 1 P	941,317	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574 P	192,009
前年同月比増減率	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
	2014. 1	2.0	0.6	4.1	3.8	2.9	2.5	2.4
	2	2.0	0.5	3.7	3.5	2.8	2.4	2.2
	3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2
	4	2.0	0.4	2.8	3.6	2.7	2.6	2.3
	5	2.2	1.0	1.6	3.6	3.2	2.7	2.5
	6	2.2	1.3	2.4	2.7	2.8	2.5	2.4
	7	2.2	4.0	1.9	2.6	3.1	2.7	2.4
	8	2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.4
	9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4
	11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4
	2015. 1 P	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1 P	2.5

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,088	436,880	637,551	94,151
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,184	444,428	637,888	94,761
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740
	2014. 1	213,010	52,805	1,795,378	1,694,858	448,683	637,461	96,615
	2	213,199	52,498	1,791,356	1,698,609	449,160	637,361	* 96,674
	3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684
	4	212,619	51,743	1,791,155	1,704,237	451,656	639,727	97,109
	5	213,342	51,989	1,783,978	1,717,345	453,225	642,409	97,260
	6	212,933	51,568	1,796,135	1,716,873	454,404	642,032	97,277
	7	213,135	51,621	1,781,010	1,722,018	454,494	642,909	97,579
	8	212,867	51,916	1,779,977	1,729,609	456,093	644,686	97,935
	9	211,773	51,440	1,798,698	1,740,914	461,858	649,748	98,615
	10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557
	11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793
	12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587
	2015. 1 P	210,383	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	P 99,347
前年同月比増減率	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	2014. 1	△0.9	△2.5	3.9	3.4	2.3	1.5	1.9
	2	△0.8	△2.4	2.7	3.5	2.4	1.6	* 1.9
	3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0
	4	△0.7	△2.3	2.5	3.5	2.4	1.7	2.5
	5	△0.9	△1.3	2.4	3.9	2.8	2.2	2.5
	6	△1.1	△1.9	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2
	7	△1.2	△1.4	0.6	3.6	2.6	1.9	2.4
	8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	2.6
	9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6
	10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7
	11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6
	12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7
	2015. 1 P	△1.2	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	P 2.8

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2015年3月20日現在、掲載情報タイトル1,860件 [関係する掲載データ3,020件]）

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 標準 拡大 | サイトマップ | リンク集 | English

HOME | 内容から探す | 都道府県から探す | 情報提供組織から探す | 詳細検索

Q キーワード検索 | 検索 | ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況 | 支援活動 | 復旧・復興への取り組み | 原発関連

更新情報 | 共有 | 更新情報一覧

すべて | 被災状況 | 支援活動 | 復旧・復興への取り組み | 原発関連

お知らせ | お知らせ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年4月号第68巻第4号〈通巻830号〉4月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社